

第二十八回国会
衆議院 法務委員会 議録

(一〇五)

昭和三十三年二月十八日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長

町村

金五君

理事高橋
理事福井
理事横井
小島

徳安

横川

神近

市子君

田中

幾三郎君

細田

綱吉君

出席國務大臣

法務大臣

唐澤

山口

壽平君

信夫君

渡部

竹内

善信君

法務政務次官

監視官

刑事局長

法務事務官

矯正局長

法務事務官

入国管理局長

監視官

海上保安庁長官

島居辰次郎君

委員外の出席者

法務事務官

入国管理局長

監視官

豊島

中君

専門員

小木

貞一君

二月十八日
委員武藤十郎君辞任につき、その補欠として細田綱吉君が議長の指名で委員に選任された。

○町村委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任についてお詣りいたします。長井君が理事を辞任せりました。

○伊關政府委員 本委員会に参考送付された。

○伊關政府委員 伊關政府委員十七日、昨日の十二時四十分に異常に浜松を出発いたしておりますが、被護送者は二百五名であります。これに対しまして、浜松の警備官六十三名、警察官四名、本局から二名の職員が参り、六十九名の者がつきまして特別列車で五両の編成で出発いたしました。

○長井委員 が、名古屋に参りまして、この護送指揮官の方から駅側に連絡いたしましたが、名古屋で酒店を売らないようにという連絡をいたしましたところ、この連絡が不十分であります。タバコも売ら

同日
二月十七日
二月十五日
行政不法処分調査に関する陳情書
(大分県東国東郡安岐町瀬戸田加藤とよ)(第六五号)
外国人登録指紋登録制改正に関する陳情書
(名古屋市中区伝馬町二の三日本国際貿易促進協会東海総局長後藤元三)(第三三九号)

○町村委員長 次に、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続きまして質疑を行います。質疑の通告がありますからこれを許します。長井源君。

○長井委員 けさの新聞で「十七日午後本国送還のため浜松收容所から長崎県大村收容所へ移送中の韓国人二百六人を乗せた列車が名古屋、大阪、姫路の三つの駅で停車の際に起し、どうさくさにまぎれて十人が逃走した」という記事がありますが、この事情を一つ御報告願います。

○伊關政府委員 十七日、昨日の十二時四十分に異常に浜松を出発いたしておりますが、被護送者は二百五名であります。それに対しまして、浜松の警備官六十三名、警察官四名、本局から二名の職員が参り、六十九名の者がつきまして特別列車で五両の編成で出発いたしました。

所では床の底をくり抜いて脱走を企てたような事件もあったわけでありまして、どれも監督側の方で取締りが不十分であったと思つたと思うのですが、今

は委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○町村委員長 御異議なしと認め、同君を理事に御指名いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○唐澤國務大臣 私も、ただいま局長から経過について御説明申し上げただけの報告を受けておるだけですが、まさに遺憾なことができました。何分にも大せいのことであつたが、やはり姫路では見送り人が非常に少いといって騒いでおるようであります。そういうことで、汽車は遅れつつ、かつ九名の逃亡者を出しまして現在博多の駅についております。

電話連絡では、博多駅の見送り人が二名か三名しか来ておらないということはまた騒いでおるというところまで今

まで申しきれません。

○長井委員 これはわざかな韓国人の送還の問題ではありますけれども、外國ということもありますと、日本の国の政治にも大へん影響することだと私は思うのです。こんなことをしておつたら、いつまでもなめられてしまひます。それで、これは取締りも何も

とうていいできるものではないと思うのです。今度この法案を出して、六十日で指紋をとるのを今度はとらないということになったのは、私どもの見るところでは、一つの保護、取締りの方針における緩和だと思うのですが、これを一体局長さんははどうお考へになつておいでになりますか。

○伊蘭政府委員 一般的な犯罪の取締りという観点に立ちました場合は確かに緩和になると存じますが、また別の観点に立ちまして、いろいろ貿易の面、文化の面その他を考えました際には、多少の取締り上の不便はあるとしても、一般的なプラスの面を考えまして、こういう措置をとった次第でござります。

○長井委員 そうしますと、これは、他の面というものは、この提案理由の説明のうちで「最近の諸情勢」と書いておられるようでございますが、「最近の諸情勢にかんがみ」というのはどういうことでありますか。情勢の分析を簡単に一つ……。

○伊蘭政府委員 一般的に申しまして、外国人は指紋をとられることはあまり好んでおりません。今度の措置で指紋の押捺からはずれる者が約一万七千名くらいあります。これは主として短期の商用で貿易関係で入る人たちであります。この人たちが指紋をとられることをいやがつておるというふうな点からしまして、これを緩和しますことは、やはりそうした面で貿易の促進になるという点は確かにあると存じております。また、中共の見本市の問題が昨年からございまして、これも六十日ということで昨年は開けなかつたという事情でございますが、これも開

くことができます。また、アメリカも一年に全部とつておりましたものを、移民を除きまして一年以内はとらないことになりました。そういうふうな全般的な緩和の情勢もござります。かたがた、最近の情勢と申しますのはそういう点を考慮したのであります。

○長井委員 私は指紋をとるというようなことはないことはないと思つておられます。それですから、国際間のいわゆる交通に指紋をとらなければならぬということは、ある場合には遺憾なことだというように思います。しかしながら、日本の現在のような国情におきましては、まだ外交の回復しない国もあり、その他国内の混乱が十分治まつてないときに、第三国人また外国人といふのが国内に自由に入り込むことは、これは保護と取締りを要する問題であるので、それでこの法案ができるので、それが保護と取締りをとらないことでもあります。しかし指紋をとることになつたと思う。これらはなるべくなれば指紋をとらないことがいいことは申すまでもない。しかし、国内の在留外国人の保護と取締りに対する情勢が少しも緩和されていないのに、この指紋だけを緩和するということになりますれば、取締り上困ることは明らかであります。それに對する対策を何か考えてこの緩和に当つたものかどうか。

○伊蘭政府委員 入管当局といつましても、指紋の点は主として密入国の防止という点に重点を置き、それを主目的としてとつております。その面ではそれほどの差しつかえはないようになります。そこで、指紋取締りの面では、やはり廃止いたしますことによつて多少不便があるよう聞いておりますが、警察当局も、諸般の情勢を考慮して、この程度ならば差しつかえないという意見であります。それから、この指紋を緩和いたしましたについて、取締り、保護に欠けるところができるのじゃないか、これに対する対策を考えておりますか、こういうことでござりますが、警察に御意見を伺います。

○山口(喜)政府委員 今回の改正につきましては、純粹の警察の仕事の面から申しますと、延期されます結果、若干の困ることもあり得るかと思います。ただ、短期の滞在者でござりますが、まだ外交の回復しない國もあり、その他国内の混乱が十分治まつてないときに、第三国人また外国人といふのが国内に自由に入り込むことは、これは保護と取締りを要する問題であるので、それでこの法案ができるので、それが保護と取締りをとらないことでもあります。しかし指紋をとることになつたと思う。これらはなるべくなれば指紋をとらないことがいいことは申すまでもない。しかし、国内の在留外国人の保護と取締りに対する情勢が少しも緩和されていないのに、この指紋だけを緩和するといふことは明白であります。それに對する対策を何か考えてこの緩和に当つたものかどうか。

○伊蘭政府委員 指紋をとるということは、むしろ外国人が日本へ来た当時にその必要が大きいのではないかと思うのです。一年もたもますといろいろな居住の条件がついて参りますから、犯罪に特に必要だと言えればこれは格別ですが、外国人登録法におけるところの指紋は、犯罪ということのみを目標にしたのではなくて、人別を目標にしてあるものであると私どもは心得ております。そうしますと、これはむしろ一年以内が必要な時期でないか。一年以上になつてくれれば特に犯罪者であるとかなんとかいうのは、日本の本国

も、諸般の情勢を考慮して、この程度ならば差しつかえないという意見であります。

○長井委員 警察の御意見を伺つておきますが、今の質問と同じ意味ですが、この指紋を緩和いたしましたについて、取締り、保護に欠けるところができるのじゃないか、これに対する対策を考えておりますか、こういうことでござりますが、警察に御意見を伺います。

○井蘭政府委員 ないとは申し上げかねると思いますが、特に問題が多いことに香港あたりから参ります船には中国人の船員で輸入國を企てる者が多い過去の実績もござりますので、特

○井蘭政府委員 船員は船員手帳を持つておりますが、そういう者に限りましてショア・バス、上陸バスを渡しまして上陸を認めしております。

○長井委員 そのバスを渡して上陸して、それを回収しておるというわけですね。そういう場合に脱走者などはありますか。

○井蘭政府委員 たゞ、税關の入口で検査をする税關門に警備官を立てましてチェックいたします。その他の船につきましては、随時パトロールをやると、あるいは税關の入口で検査をする税關門に警備官を立てましてチェックいたします。その他の船につきましては、税關の入口で検査をする税關門に警備官を立てましてチェックいたします。

○井蘭政府委員 ショア・バスには写真はございません。従いまして、今

のよう問題を起しそうな船が参りました場合は、船の舷門に参りますが、その審査の方法というもの。大体、船員手帳を見まして、顔と写真を合せているわけでございます。

○長井委員 その上陸バスを回収するの

は一括回収をしておるという話を聞

くが、そういうことはありませんか。

○井関政府委員 一括回収している場合もあるかと思います。その船によりまして、この船は危いと見ました場合は個々にやります。また、そうでない場合は一括回収というふうに、船によりまして適宜現地で判断いたしております。

○長井委員 それが不正入国のルートに多く利用されておる、つまり、シヨ

○井關政府委員 シヨアーバスを發行いたしまして、全部回収いたしまつたが、そういうふうなものが相当多數あるよう聞いておる。また、長崎で上陸バスをもらって、返すのは横浜で返すのだというようなものもあると、そういうような話を聞くのです。されば、さういうことは御承知ありませぬか。

す。それから、船が出来ます前は船内の点検をいたしますので、人数は完全に合います。そこで、船に乗っていけるシヨアーバスを使って船に乗っていけるというふうなことはあり得ることだと思います。そういうことがないよう、厳重に注意しておりますが、人手が足りませんので、十分なことはできておりません。

うふうなケースは、特別の許可を得て参るのでありますて、普通にはそういったことはございません。
○長井委員 とにかく、あなたはこういうことはあり得るというような不正の道を想定しておいでになるんですから、制度上、方法の上でも機構の上で、もう、そういう余地がないようにしておきませんと、結局戸締りをせずにどうぼうに入られるようなことになるの

で、むしろこれはどちらに入る人トおもんちりも戸締をしていない人の方に責任がかかるというふうになりますから、これからの点についてなお一そな御注意をお願いしたい。そこでありますと、どのような法律が設けてありますから、出入国管理令その他法規もはなはだずさんではござりますけれども、なぜかくわれわれの意図しているものが実現できることになりますから、よほど御注意をお願いしておきます。それから、登録証明書等の偽造の問題でございますが、これは何か対策を考えておいでになりますか。

○長井委員 昨年の暮れに仮釈放をだされましたが、その成績はどうですか。

○伊關政府委員 ただいまのは日韓協定に基くものでございますが、それは別でございまして、今のようなれと違いまして、今度の日韓間の取り組みに基きまして、刑を終えて強制退去の処分を受け、送還を待ております。そこで、四百七十四名のうち、約三百名くらいは親類とか友だちといふような個人の身元引き受けがございましたので、これに渡しました。そういう個人の身元引き受けのない者は、いろんな事業団体に三々五々渡しますて、全部これは終了いたしました。ところが、この中から最近までに約十名くらい——まだ報告の來てないものもございますが、まず十名くらいの者はすでに犯罪を犯しております。ただ、それほど悪質な犯罪ではございませんで、まあ痴盜すり、それから無錢飲食というふうな犯罪を犯して警察につかまつておるというのが十名くらいはすでに出ております。

○長井委員 一つ前に戻りますが、さつきの登録証明書の偽造に地方の市町村の吏員などが共犯になつておるのですが、それはどういうふうに処置しますが、それはどういうふうにござりますか。それの予防法です。もう少し詳しく申し上げます

と、三十一年の一月から六月末までの間に登録証明書を偽造した者が六十二件あるが、このうち四十八件が市町村の公務員との共犯だということを聞いておるのでですが、どうですか。

○**豊島説明員** 最近発覚されたものもござりますけれども、これはほとんど前の二十七年の切りかえまでの事件が後に発覚されてるのでございまして、最近は非常に減っておりまして、市町村吏員の偽造、不正事項というのはありませんございません。事由といいたしましては、胥巡によつておるよう聞いております。

○**長井委員** 海上保安庁に、最近の密入国、密出国等の状況を一つ……。

○**島居政府委員** 密入国の状況は、最近は年々増加して参りまして、私の方の検挙件数から申し上げますと、これは暦年でございますが、昭和三十年で、私の方が検挙しただけが総数百四十一人、昭和三十一年が二百五十七人、昭和三十二年が七百三十九人となつておなりまして、そのうち、おもなるものは、北鮮、南の韓国合せまして朝鮮関係が一番多いような状態であります。

○**長井委員** 最近集団で来るというようなのがあるという話ですが、これはどういうふうな方法で集団密入国をするのですか。

○**島居政府委員** これは主として南鮮からでございまして、小さな五トンないし十トンくらいの船を雇いまして、それで二十人なりあるいは二十五人なりが一団となつて、あの玄界灘の穂かなときを見計らつて、北九州または福岡あたりへ上陸してくるような状況でございます。先ほど入国管理局からお話をございましたような大型船で来る本あたりへ上陸してくるような状況でございます。

というのも香港経由のはありますか、最近の状況といたしましては、集団密入国については私どもで非常に監督、取締りを厳重にいたしましたので、むしろ船員手帳の偽造、こういうので密入国してくる事例が多くなったように思います。

○長井委員 私どもの聞いているところでは、どうも入国管理局と海上保安庁と警察との連絡が悪いために能率が上らないというふうに聞いておるのでございますが、三者の連絡はどういうふうにやっておいでになりますか。

○伊藤政府委員 私の方の出先の事務所と申しますのが十二港が四十八港ございますが、各地いずれも海上保安庁、警察とは毎月定期会議を持ちまして事務連絡をいたしております。また、事件がございましたびに隨時連絡はいたしております。

○長井委員 セっかく法規がありましても、その連絡などが十分でありませんと目的を達することができます。ことに、在留外国人と申しましても、韓国人は南北を問わず六十万をこえておりますので、特殊の関係があると思います。別に、一般外国人ということのほかに、われわれが従来同胞としておったような立場からも考え、また外国人としての方面からも考え、特殊のこれについての交渉を日韓会談とともに考えてもらいたいと希望いたしております。

外務省はおいでになつておりますか。これは法務大臣でもけつこうですべて、一年以上滞在する者は指紋をとるということになつておりますが、外交官でない者は全部とするということになりますか、どうなりますか。

○伊蘭政府委員 外交官、領事官、公務員といふものはございませんが、それ以外は、一年以上滞在する者は全部とするということになつております。外交官、領事官、それから日本の承認した外国政府の公務員並びに国際機関に勤めております、要するに公務員であります。それが、それはとります。

○長井委員 そうしますと、これは広い意味にも狭い意味にも考へなければならぬのですけれども、中共の通商代表部といふのがあるのです。こういふのはどういう扱いをされるのですか。

○伊蘭政府委員 中共の方から参りますのは、おそらく公用旅券を持ちあるいは外交旅券を持った公務員だと思ひますが、日本が承認いたしておりますので、この日本政府の承認した外

國政府の公務員といふあれば該当いたしませんけれども、まあ向うの公務員であるという点で、この規定を準用すると申しますか、拡大解釈すると申しますが、そういうふうなことで解決したらどうかというのが、現在外務省

官としてでははつきりした見解を持っています。おいでにならぬと承わってよろしく

ござりますか。

○伊蘭政府委員 大体その解決方法しかないのではないかというふうに考えておりますが、最終的な結論が出てるとはまだ申し上げかねる次第であります。

○長井委員 いずれにいたしましても、法的の根拠をはつきりしておいてもらいませんと、ほかの例にもなつてくることありますから、もし外交官あるいはまた公務員と目されるような

範疇に入り得るかどうか、その点通商代表部の人に対してもつきりした根拠を持った見解を出していただくようになりますが、それはとります。

○高橋(禱)委員 関連して……。

密入出国者とそうでない外国人との犯罪の発生数はどういう割合になつて、希望建立しておきます。

○竹内政府委員 お答え申し上げます。ただいま統計をここへ持っておりますが、その点をちょっと伺いたい。

○高橋(禱)委員 密入出国者と密入出国者との犯罪の発生数はどういふ割合になつて、罪の発生数はどういう割合になつて、希望建立しておきます。

○伊蘭政府委員 お答え申し上げます。ただいま統計をここへ持っておりますが、その点をちょっと伺いたい。

○高橋(禱)委員 密入出国者と密入出国者との犯罪の発生数はどういふ割合になつて、希望建立しておきます。

○伊蘭政府委員 お答え申し上げます。ただいま統計をここへ持っておりますが、その点をちょっと伺いたい。

○高橋(禱)委員 密入出国者と密入出国者との犯罪の発生数はどういふ割合になつて、希望建立しておきます。

○伊蘭政府委員 お答え申し上げます。ただいま統計をここへ持っておりますが、その点をちょっと伺いたい。

○高橋(禱)委員 密入出国者と密入出国者との犯罪の発生数はどういふ割合になつて、希望建立しておきます。

○伊蘭政府委員 お答え申し上げます。ただいま統計をここへ持っておりますが、その点をちょっと伺いたい。

○竹内政府委員 お答え申し上げます。ただいま統計をここへ持っておりますが、その点をちょっと伺いたい。

えする資料を持ち合せておりませんので、後刻調査いたしましてお答え申し上げます。

○高橋(禱)委員 いま一点。これは政務次官でも伊蘭政府委員でもよろしくねしておるのであります。

○伊蘭政府委員 密入出国者の犯罪といましても、ただ密入国をしたという犯罪、その点に重点を置いて私はお尋ねしておるのであります。

○高橋(禱)委員 密入出国者と密入出国者との犯罪の発生数はどういふ割合になつて、希望建立しておきます。

○伊蘭政府委員 入管令の第四条の一項をわざわざはつきり認識しておく必要があります。ただし、指紋の問題もそういう人た

でのござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

者も、これまた相当数あるのでござります。全般的に申しますと、むしろそういう種類の者が多いのではないかであります。方にお尋ねしておく方が適切であろうかというふうに考えております。

○高橋(禱)委員 いま一点。これは政務次官でも伊蘭政府委員でもよろしくねしておるのであります。

○伊蘭政府委員 入管令の第四条の一項をわざわざはつきり認識しておく必要があります。ただし、指紋の問題もそういう人た

でのござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

でござりますが、密入出国者は潜在的な密入出国者というものがございます。そしてそれらの者によりまして犯罪が行われる場合に明確には答えられないの

入つてくる人間が公務員であるかどうかについては、まだこれを指紋をとるかとならないかについては今研究中だと法律でとるときまつたものを行なう行政措置でとらないと認めることができるとお考えになつておるのか、それともできな

いことをおっしゃいましたが、一体法律でとるときまつたものを行なう行政措置でとらないと認めることができるとお考えになつておるのか、それともできな

いということですか。それとも国として認めることですか。どちらか

ありますから、国として国交回復す

るという意味ではございませんで、た

だ、公務員であるという点だけを考慮

に入れてこの規定を適用していくとい

うことがあります。

○伊闌政府委員 承認していないわけ

でありますから、國として国交回復す

るという意味ではございませんで、た

だ、公務員であるという点だけを考慮

に入れてこの規定を適用していくとい

うことがあります。

○伊闌政府委員 承認しておるかどうか

かということは別問題としまして、國と

しては存在しておるというふうに

私もあまり専門家でありませんので、

その点になりますと外務省の方がいい

うじやないかと思いますが、承認はし

ていいということは厳然たる事実で

あります。一つの國というふうに考

得るのかどうか、ちょっと私も自信こ

ざいません。

○小島委員 その点をはつきりしてお

いてもらわぬと困る。一体法律ででき

ているものを單なる行政措置でこれを

変える。しかもその解釈は拡張解釈と

おつしやつても、かりに中共のごとき

は、これを認めておる國もあるから、

國だとおつしやればそれは差しつかえ

ないのでですが、かりにどこの國も認め

ていないような國があつて、その公

務員だということでおつしやればそれは

差しつかえ

ます。事は非常にめんどうだと思う。こ

れは便宜的には現在の段階で行政措置

で見て見ぬふりするという実際の問題

はあるとしても、行政措置で見て見ぬ

ふりをするぞということをはつきりす

れば、大きな問題になつてくると思いま

す。これから先は研究中でけつこうで

いたいと思います。行政措置で

これをやるとおつしやるならば、私た

ちは考え方をまた新たにしなければな

らぬ、こう思うのであります。その点

十分注意いただきたいと思います。

○町村委員長 猪俣君。

○猪俣委員 今、伊闌局長の答弁は少

しあいまいなんです。衆参両院におい

て法務大臣が、はつきり、中國の貿易

使節団は指紋をとらない、そういう政

府の方針というものを打ち出してい

る。与点の議員の質問にあって、何か

あいまいな、まだ考慮中のような印象

では——この二十日過ぎには与党の議

員を团长とする訪中使節団が出るん

じやありませんか。そんなときに指紋

の問題は非常なみやげになるわけで

す。それを解決して行かなければ取引

はできしません。一体政府の方針は

こういう中国との貿易と、いうよ

うなことをどうでもいいと考へてお

いておられるが、あなたは、衆参両院に

おきましても、また參議院の法務委員

会におきましても、私はお答えをいたし

ております。私は指紋をとらないで済

悪いかもしれないが、もう一べん法務

大臣を呼んできることではつきり答弁

してもらわなければいかぬ。——ちょ

う三日に訪中使節というものが出発す

ることは政府もお認めで、公けの資格

で出るはずであります。今小島委員と

政府委員との間答に、何かあいまいな

やりとりがあつた。これは大へんなこ

とだと思ひうのです。だから、はつきり

責任ある閣僚から答弁していただかな

ければならぬ。あなたは、衆参両院に

おいて、今度の通商使節団については

この指紋はとらない方針であるとい

うことを明確にされた。これは非常なお

めやげとして訪中使節団が持つて行く

ことをどうでもいいと考へておられる

が……「そうじゃない」と呼ぶ者あ

り、そうじゃないならば——君に聞い

ておるんじゃない。つり込まれるよ。

黙つていてくれよ。もうあすあす出発

する間ぎわになつてあいまいなことを

おきましても、また參議院の法務委員

会におきましても、私はお答えをいたし

たいという意味の質問があつたが、

今の希望に沿うようにという大臣の御

答弁の法律の根拠はどこの何条文によ

るかということを一つ明確に御答弁

願つておきたいと思います。

○唐澤國務大臣 この法律の解釈につ

きましては、この前にも申し上げた通

りでございまして、元来外交官に対し

ては指紋をとつておりません。しかし

、これは法律の根拠があるわけでは

なくして、國際慣例においてさうな扱

いをすることになつております。か

ら、法律では明文がなくとも、その國

際慣例に従つてやつておるわけでござ

ります。今度問題になつております

人々の指紋のことです。私はお答え

なくて、國際慣例における政府の公

務と関係しておる人とか、あるいは國

際機関の公務と関係しておる人、これ

の査証でありますれば、当然指紋を免除

できます。しかしながら、法の精神を

とだと思ひうのです。ですから、あなた

の法律的根拠は、さつき問題になつた

四条の関係ですか。その点をはつきり

したいという意味の質問があつたが、

この答弁は、さつきの何条文によ

るかということを一つ明確に御答弁

願つておきたいと思います。

○唐澤國務大臣 この法律の解釈につ

きましては、この前にも申し上げた通

りでございまして、元來外交官に対し

ては指紋をとつておりません。しかし

、これは法律の根拠があるわけでは

なくして、國際慣例における政府の公

務と関係しておる人とか、あるいは國

際機関の公務と関係しておる人、これ

の査証でありますれば、当然指紋を免除

できます。しかしながら、法の精神を

とだと思ひうのです。ですから、あなた

の法律的根拠は、さつき問題になつた

四条の関係ですか。その点をはつきり

したいという意味の質問があつたが、

この答弁は、さつきの何条文によ

るかということを一つ明確に御答弁

願つておきたいと思います。

○古屋委員 関連して……

参りますれば、今の適用で拡張解釈で

おひざ元から出しているから、國とし

て認めるか認めないのか、その御答

弁も願いたい。

○唐澤國務大臣 ただいまお尋ねの問

題でございますが、前回、当委員会に

おひざ元から出しているから、國とし

て認めるか認めないのか、その御答

弁も願いたい。

○古屋委員 おひざ元から出しているから、國とし

て認めるか認めないのか、その御答

弁も願いたい。

五

きる、こういう御見解のもとに実行しよう、こういうことなんですね。

○唐澤國務大臣 大体さようでございまして、私どもが、拡張解釈して指紋を免除し得るような扱いを外務省でしていただきたい、これを大体外務省がおそらく承諾をしていただけるのでは

ないかと考えておりますから、多分そういうことになるであろうということを答えておる次第でござります。

○古屋委員 それだけつこうだと思ひます、二十二日に出かけまして、二十五、六日ころ、たしか二十五日から会議を進める段取りになつておるようですが、その前になるべくおきめを願うように御希望申し上げまして私の質問を終ります。

○猪俣委員 先般参議院で外務委員会と法務委員会の連合審査をやつたはずですが、その席上両者の当事者が出て弁論なさいているのですが、それからすると外務省で何かまだはつきりしない点があるのでしょうか。今の大臣のお言葉だとすべて仮定の上に立つてゐる。外務省がこうしてくれれば自分の方はこうだ、その外務省のこうしてくれるという見通しがつかぬのですか。

○伊藤政府委員 外務省からは事務的な連絡がございますが、まだ最終的に決定したということは申して参りません。

○猪俣委員 ただいま大臣は、なるべく指紋などといふものは、国際慣例に従つて免除したいと言われたが、しかるべきことだと思う。日本から進んでいる日中貿易のお互いの使節なんでも、向うには指紋なんてことはないのです。国際信義から言って、相互主義から言つて、向うの者だけとするというばかなことはないです。そこで、

従つて免除したいと言われたが、しかるべきことだと思う。日本から進んでいる日中貿易のお互いの使節なんでも、向うには指紋なんてことはないのです。国際信義から言って、相互主義から言つて、向うの者だけとするというばかなことはないです。そこで、

部を改正する法律案、婦人補導院法案及び証人等の被害についての給付に関する法律案の三案を一括議題としたまゝ、提案理由の説明を聴取いたしました。唐澤國務大臣。

第三章 第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とす

る。第三章を第四章とし、第二章の次に次の第一章を加える。

第三章 補導処分

案 売春防止法の一部を改正する法律

案 売春防止法の一部を改正する法律

案 売春防止法（昭和三十一年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

い。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とす

る。（収容）

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容すべき婦人補導院その他収容に

必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

（補導処分）

しない。

（収容）

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容すべき婦人補導院その他収容に

必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

（収容）

の日数が補導処分の期間に算入さ

状況、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最もふさわしい方法で行わなければならぬ。

(分類処遇)

第三条 在院者の処遇は、本人の性格、医療の要否その他法務省令で定める基準により、在院者を適当な級に分類して行うものとする。

(賞与金)

第四条 職業の補導を受けた者に対しては、法務省令の定めるところにより、賞与金を与えることができる。

(自己労作)

第五条 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において勞作をすることを願い出たときは、これを行わせることができる。

(給養)

第六条 在院者は、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給与する。

(貰)

第七条 婦人補導院の長は、婦人補導院の長は、婦人補導院に於ける基準により、在院者を適当な級に分類して行うものとする。

(健康診断)

第八条 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

2 前項の健康診断にあつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血その他の医学的処置をとることができるものとする。

(面会及び通信)

第八条 婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずると認める

ときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の妨げとなり、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

2 婦人補導院の長は、在院者の発受する通信によつてその更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずるおそれがあると認めることに足りる相当の理由がある場合でなければ、当該通信の内容を検査してはならない。

(臨時外出)

第九条 婦人補導院の長は、在院者に特別な理由がある場合において、補導上支障がないときは、在院者を臨時に外出させることができるものとする。

2 前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際に本人に支給する。

(領置)

第十一条 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には、法務省令の定めによるところにより、賞を与えることができる。

(賞)

第十二条 在院者の面会について、その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

2 前項の場合は、在院者の保安上の支障が生ずると認めるときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の妨げとなり、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

(手当金)

第十三条 婦人補導院の長は、在院者が持し、又は在院者にあって送付された金銭、被服その他の物を領置して、これを安全に保管しなければならない。ただし、保存の価値のない物又は保管に適しない物は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が相当の処分をしないときは、これを売却してその代金を領置し、又は廃棄することができる。

(連戻し)

第十四条 婦人補導院の長は、その婦人補導院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験のある者に委嘱して、在院者に対する補導に関する援助を求めることができる。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者に対する補導に関する援助を求めることがある。

(学校等の援助)

第十五条 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒は、情状によつて、その執行を猶予し、停止し、

又は免除することができる。

(手当金)

第十六条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものにつかつた場合において、これにかかるに際して、負傷し、又は疾病によって死亡したとき、身体に障害が残つたとき、又は退院時若しくは仮退院時までにならないときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際に本人に支給する。

(保護具)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができるものとする。

(旅費及び衣類の給与)

第十八条 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

(死亡者等の遺留金品)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(警察官も、同様とする)

2 在院者の逃走後四十八時間以内に死亡したときは、検察官は、連戻収容状を発することができる。

3 前項の連戻収容状については、

(連戻し)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(正直監督)

第二十条 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監督を行わせなければならない。

2 前項の場合は、在院者に対する補導に関する援助を求めることがある。

2 前項第二号の懲戒は、情状によつて、その執行を猶予し、停止し、

業の補導を行うことができる。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができるものとする。

(旅費及び衣類の給与)

第十八条 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができるものとする。

(死亡者等の遺留金品)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(警察官も、同様とする)

2 在院者の逃走後四十八時間以内に死亡したときは、検察官は、連戻収容状を発することができる。

3 前項の連戻収容状については、

(連戻し)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(正直監督)

第二十条 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監督を行わせなければならない。

2 前項の場合は、在院者に対する補導に関する援助を求めることがある。

2 前項第二号の懲戒は、情状によつて、その執行を猶予し、停止し、

者」と読み替えるものとする。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができるものとする。

(旅費及び衣類の給与)

第十八条 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができるものとする。

(死亡者等の遺留金品)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(警察官も、同様とする)

2 在院者の逃走後四十八時間以内に死亡したときは、検察官は、連戻収容状を発することができる。

3 前項の連戻収容状については、

(連戻し)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(正直監督)

第二十条 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監督を行わせなければならない。

2 前項の場合は、在院者に対する補導に関する援助を求めることがある。

2 前項第二号の懲戒は、情状によつて、その執行を猶予し、停止し、

(権利の裁定)

第九条 この法律による給付を受けた者は、これを受けようとする権利は、これを受けるうこととする必要がある。これが、他の請求に基いて、法務大臣が裁定する。

2 前項の請求は、当該給付の支給原因たる事実が生じた日から起算して二年以内に限り、行うことができる。

(権利の保護)

第十条 この法律による給付を受けた者は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

附 则

第十二条 この法律による給付を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課すことができない。

この法律による給付に関する書類には、田紙税を課さない。
 第十三条 法務大臣は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く政令の規定による権限には、田紙税を課さない。

この法律による給付に関する書類には、田紙税を課さない。

して他人から危害を加えられた場合に国において療養その他の給付を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

して他人から危害を加えられた場合に国において療養その他の給付を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○唐澤國務大臣 壱春防止法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

戦後における世相の混乱と道義的傾向並びに性道徳の低下によつて、壹春をを行う女子の数が著しく増加し、他の公課を課すことができない。

ことにかんがみ、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人権の確保等の観点からして、第二十四回国会において壹春防止法の成立をみるに至つたのであります。当時、国会における同法案の審議に當り、参議院法務委員会において、同法第五条の罪を犯した女子に対する保安処分の規定を設けること等の決議が行われたことは御承知の通りであります。一方、政府としては、閣議了解のもとに設けられました壹春問題対策協議会の昭和三十年九月一日の答申及び同年三月七日総理府に設置された壹春対策審議会からもおりましたので、ここに壹春防止法第五条の罪を犯した成年の女子に対する保安処分の規定について慎重に検討を続けていたのであります。されば、この法律の施行後における証人又は参考人供述又は出頭に係る被害について適用する。

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行し、この法律の施行後における証人又は参考人供述又は出頭に係る被害について適用する。

理由

最近における刑事事件の証人、参考人又はその近親者に対する暴力事犯の発生状況にかんがみ、証人又は参考人の供述及び出頭を確保するため、証人等がその供述又は出頭に關

申し上げます。

壹春防止法第五条の罪を犯した満二十才以上の女子に対し、その壹春の習性を矯正し、社会復帰をはかるために、保安処分としてすでに刑法で認められるものを認め、裁判所が自由刑の執行を猶予するとき同時に補導処分の言い渡しをすることができるものとした

性を矯正し、社会復帰をはかるために、保安処分としてすでに刑法で認められるものを認め、裁可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、婦人補導院法について、その趣旨を御説明申し上げます。

このたび提案されました壹春防止法の一部を改正する法律案によりますと、新たに同法第五条の罪を犯した成年を対象とした更生のため必要な補導を行うこととしたとしております。

婦人補導院への収容期間は六ヵ月とし、地方更生保護委員会が相当と認めるとときは、仮退院を許すことができるときには、仮退院を許すことができるときに、仮退院を許された者が順守するとともに、仮退院を許された者が順守すべき事項を順守しなかったときは、仮退院の取り消しをすることができるものといたしております。

婦人補導院への収容期間は六ヵ月とし、地方更生保護委員会が相当と認めるとときは、仮退院を許すことができるときに、仮退院を許された者が順守するとともに、仮退院を許された者が順守すべき事項を順守しなかったときは、仮退院の取り消しをすることができるものといたしております。

施は來たる昭和三十三年四月一日からありますので、同日を施行期日とす

ることにしております。

以上が壹春防止法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何ぞ慎重

な運営をしております。

このたび提案されました壹春防止法

の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

導を行い、また、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行うものといたしております。

生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の

自尊心とを自覚させ、家事その他の

婦人として必要な基礎的教養を授け、それを指導するものといたしております。

その情操を豊かにさせるとともに、他面において勤労の精神を体得するよう

ことを図ることになりますので、これらを指導するものといたしております。

補導の実施につきましては、施設設立からがこれを行なばかりでなく、学

校、病院、事業所、宗教団体、婦人団

体または学識経験者に委嘱して広く外

部の援助を受けられるようにならしておられます。

補導の実施につきましては、施設設立からがこれを行なばかりでなく、学

校、病院、事業所、宗教団体、婦人団

体または学識経験者に委嘱して広く外

部の援助を受けられるようにならしておられます。

職業の補導につきましては、その制

度の趣旨とすることは、その職業の補導を行ないます。

職業の補導を行なうことは、その職業の補導を行ないます。

るため、必要な生活指導及び職業の補

導を行なうことは、その職業の補導を行ないます。

ざいます。本条は補導処分の期間を定めた規定でございます。六ヶ月という期間は、壳春の習性のある者に対するとして、現在少年院等で行われているような職業教育をほどこすのには必ずしも十分でないと思われる所以ございまが、第五条の罪に対する法定刑がきわめて軽いことを考慮いたしまして、生活転換の契機を与えるという意味で、その生活指導を中心とした補導を行うことになります。なれば、その期間内に相当の効果をあげ、その者の社会復帰をはかることができるものと思われる所以ございます。

補導処分の期間は、現実に婦人補導院へ収容されたときから起算されるのでございますが、第二十二条の収容状または第二十七条の再収容状による身体拘束等の期間は、その中に算入されることになります。本条は、補導処分と刑法第二十五条ノ二第一項の規定による保護觀察との関係を規定したものでございます。すでに補導処分という強力な保護更生の措置をとる以上、あわせて保護觀察に付する必要はないという趣旨でございます。

本条の適用がありますのは、第五条の罪のみを犯した場合及び第五条の罪と他の罪につき刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑で処断されるべき場合に限られるのでござります。従いまして、第五条の罪と窃盜罪とで懲役に処せられた者に対しましては、補導処分の言い渡しをしても、刑法第二十五条ノ二の第一項に従い、同時に保護觀察の言い渡しをすることができるのでございますし、場合に

よってはその言い渡しをしなければならないことになるのでございます。

次は、第二十条、補導処分の言い渡しとしてござります。本条は、補導処分の手続に関する規定であります。

次は、第二十二条、収容の点でござります。本条は補導処分に付された者を婦人補導院に収容する手続の中で強制手段を用いる場合を規定したものでございます。

次は、第二十三条、執行猶予の規定でございます。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あまり長い期間にわたって補導処分が行わるのを避ける趣旨の規定でござります。補導処分は六ヶ月の期間内にそ

うな執行猶予及び保護觀察の言い渡しとしてござります。本条は、補導処分の手続に関する規定でございます。

次は、第二十二条、収容の点でござります。本条は、補導処分に付された者を婦人補導院に収容する手続の中で強制手段を用いる場合を規定したものでございます。本条は、補導処分の裁判も原則的に渡すこととしたましましたのは、第五条の罪を犯した成人の女子に対する保安処分の第一歩として、できるだけ現行刑法司法体系に即した制度を考えたためでございます。従いまして、捜査か

なお、補導処分の言い渡しをする裁判所について法律上の制限はございませんが、簡易裁判所は第五条の罪について懲役刑を言い渡すことができないでございます。本条は、補導処分と刑法第二十五条ノ二第一項の規定による保護觀察との関係を規定したものでございます。

次は、第二十三条、執行猶予の規定でございます。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あまり長い期間にわたって補導処分が行わるのを避ける趣旨の規定でござります。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あらかじめの権限をえた規定でございます。

補導処分の期間は、現実に婦人補導院へ収容されたときから起算されるのでございますが、第二十二条の収容状または第二十七条の再収容状による身

体拘束等の期間は、その中に算入されることになります。本条は、補導処分と刑法第二十五条ノ二第一項の規定による保護觀察との関係を規定したものでございます。

次は、第二十三条、執行猶予の規定でございます。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あらかじめの権限をえた規定でございます。

次は、第二十四条、在院者の環境調整の点でござります。本条は、壳春の習性の状況によって受ける身体の拘束は補導処分の執行そのものではございませんが、設置される婦人補導院の数が少く、

次は、第二十五条、仮退院の許可、第二十一条仮退院中の保護觀察の点、第二十七条仮退院の取り消し、第二十八条処分の審査、第二十九条予防更生法規則の準用、第三十条仮退院の効果の各条文について御説明申し上げます。

次は、第二十二条、執行猶予期間の短縮の点でございます。婦人補導院から退院した者及び前条の規定によつて補導処分を受け終つたとされた者につきましても、更生緊急保護法による更生保護の措置を行ふこととした規定でございます。

次は、第二十三条、執行猶予期間の短縮の点でございます。婦人補導院から退院した者または仮退院の後補導処分の残り期間を無事に経過した者は、再び壳春を行う危険が少くなつたと見られるのが通常でございます。また、これらの者に対して、その後も執行猶予の効力を存置して、その取り消しに

次は、第二十四条、在院者の環境調整の点でござります。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あらかじめの権限をえた規定でございます。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あらかじめの権限をえた規定でございます。

これらの者について、執行猶予期間が経過し

るときには人権尊重の面から見て好ましくないからでございます。同一の女子に對して二個以上の補導処分の裁判が言渡され、ともに執行可能な状態となる場合は、人権尊重の面から見て好ましくないからでございます。

次は、第二十五条、仮退院の許可、第二十一条仮退院中の保護觀察の点、第二十七条仮退院の取り消し、第二十八条処分の審査、第二十九条予防更生法規則の準用、第三十条仮退院の効果の各条文について御説明申し上げます。

次は、第二十六条から第三十条までは婦人補導院に収容された者の仮退院に関する規定でございます。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あらかじめの権限をえた規定でございます。

たものとみなし、刑の言い渡しの効力を失わせることといたしたのでござります。なお、本条が適用されますのは、第五条の罪のみを犯した者と第五条の罪と他の罪について刑法第五十四条第一項によって第五条の罪の刑で処断された者に限られるのでござります。その他の場合、たとえば窃盜罪と第五条の罪との併合罪につき懲役刑の執行を猶予され補導処分に付された者につきましては適用されない、かよう規定しておりますのでござります。

第三十三条 補導処分の失効の点でございます。本条は補導処分の言い渡しが失効する場合を規定したものでござますが、補導処分が自由刑及びその執行猶予の言い渡しを前提とするところから生ずる当然の規定でござります。すなわち、補導処分は、前提として自由刑及びその執行猶予の裁判の効力が存続しておりますことを要するものでありますから、執行猶予期間が経過した場合、大赦があつた場合など刑の言い渡しが効力を失った場合はもちろんのこと、法定の事由によつて執行猶予の言い渡しが取り消されましたときは、補導処分の言い渡しもその効力を失うのでございまして、もはやその執行に着手することも、開始した執行を継続することもできなくなるのでござります。

最後に、附則でございますが、第一項、本項は施行期日に關する規定とともに補導処分に關する規定を施行する趣旨でござります。第二項は、第二十七による犯罪者予防更生法第四十条の準用に伴いまして、更正緊急保護法第一条に必要な調査を行なつたものでござります。第三項は、その補導が在院者の各自にふさわしい方法で行われなければならぬことを明確にした規定でございます。

以上をもつて逐条説明を終ります。

○ 漢部(善)政府委員 婦人補導院法案の逐条につきまして御説明を申し上げます。詳細はお手元に配付してあります。第一項は婦人補導院の規定でござりますが、本条第一項は、売春防止法第五条の罪を犯した満二十才以上の女子を五条の罪を犯した満二十才以上の女子であります。性行または環境に照らして売春を行うおそれのある者を収容いたしまして、その更生のために必要な補導を行うことを任務とする矯正施設でござります。

本条第二項は、すべて国立とすることを規定いたしております。第二条は補導の規定でございます。本条第一項は、在院者に対します補導の趣旨及び内容を規定いたしたものでございます。規律ある生活のもと、社会生活に適応させるために必要な生活指導、職業の補導及び医療を重点的に行なうのでございます。生活の指導を行うのでございます。生活の指導を行うためのものでございます。職業の補導は、在院者を、一面におきまして健全な婦人として更生させるとともに、他の面におきまして社会人として更生させることでございます。そのためのものでござります。

第五条は自己労作の規定でござります。本条は在院者が自分の費用で労作を行なつて収入を得る方法を考えたのでござります。これは、在院中に自己責任と自尊心を促し、更生資金の援助ともさせたいという趣旨でござります。

第六条は給養でござります。本条第一項は、在院者の被服、寝具、糧食、飲料等の官給の原則を規定いたします。本条第二項は、婦人補導院の長が在院者の発送する通信の内容の検査を行なうことができる場合を慎重にするたとしたものでござります。

第七条は、外部の援助の規定でござります。在院者の補導の個別化をはかるためには、婦人補導院だけでは不十分でありますので、広く外部の援助を求めるにいたしたのでござります。

整を行なつたものでござります。

らぬことを規定いたしておるのでござります。

しますものを婦人にふさわしいものでございます。

第三条は分類処遇の規定でござります。これは、補導の効果をあげるために必要なわけでござります。

止するためには、在院者の相互間の悪感化を防ぐためには、在院者の立場から、補導に支障のない限り在院者の一時外出を許す規定でござります。

第七条は健康診断の規定でござります。第一項は、在院者の待遇における健康管理及び医療の重要性にかんがみまして、医師による健康診断を施行することを規定いたしております。

第八条は面会及び通信の規定でござります。

第二項は、健康診断に当りまして、医学的な処置をとる必要がある場合に、これを行なうことができる旨を注意的に行なうものでございます。

第九条は臨時外出の規定でござります。これは、本人の近親者の死にその他本人が出向かなければとうてい回復できないような不利益を生ずるようないいと思つております。

第十一条は、婦人補導院の規律の保持に反する場合には、これに妥当な範囲の懲戒を加えるという制度を設けるに賞を与えるという規定でござります。

第十二条は、善行のあった場合はこれに賞を与えるという規定でござります。

第十三条は、譴慎室収容の懲戒の執行につきまして、情状によりその執行を猶予する業の運用上の余地を置き弹性のある執行を期した規定でござります。

第十四条は、財産権の保障の趣旨から、売却代金を領収しまだ廃棄することができる場合を限定いたしたものでござります。

第十五条は、外部の援助の規定でござります。在院者の補導の個別化をはかるためには、婦人補導院だけでは不十分でありますので、広く外部の援助を求めるにいたしたのでござります。

第一項は職業の院外補導の規定でござります。

第三項は、婦人補導院の保安上在院者の分類調査上等で必要な場合に援助を求めるとの規定でござります。

第十五条は保護具の規定でござります。

第二項は保護具を使用することができる場合を厳格に規定したものでございます。

第二項は、保護具の使用は原則として婦人補導院の長の事前の許可を受けなければならぬことを規定したものでござります。

第三項は保護具の構造を規定したものでござります。

第十六条は連れ戻しの規定でござります。

第一項は、逃走した場合に婦人補導院の職員によりまして逃走後四十八時間以内に連れ戻しすることを規定したものでござります。

第二項は、逃走後四十八時間を経過いたしました後は連れ戻収容状によることを規定しておるのでござります。

第三項は、連れ戻収容状及びその執行につきまして、仮退院の取り消しの場合の再収容状及び当初の収容の場合の収容状に関する規定を準用することの規定でござります。

第十七条は子の保育に関する規定であります。

第一項は、在院者が乳児を携帯いたしまする場合がありますので、やむを得ない場合には婦人補導院内で子を保育することを認めたものでござります。

第二項は、在院期間が短いので、さらに必要のありますときには継続して神障害者の通報に関する規定中の矯正

乳児の保育のできることを規定したるものでござります。

第十八条は旅費及び衣類の給与に関する規定でございますが、これは、祝放時の保護の方法といたしまして、旅費及び衣類の給与の規定を置いたものでございます。

本条第一項及び第二項は、在院中に死亡した者の遺留金品の送族への交付を規定したものであります。

第十九条は死亡者の遺留金品の取扱についての規定でござります。

本条第一項及び第二項は、在院中に死亡した者の遺留金品の送族への交付を規定したものであります。

第三項は逃走者の遺留金品の処分についての規定でござります。

第二十条は実地監査の規定でござります。監査官による婦人補導院の実地監査を明示いたしたものでございます。

第二十一条は処遇に関する規定でござります。

第一項は、各婦人補導院処遇細則の根拠を規定したものであります。

第二項は、本条第一項は、婦人補導院処遇規則の根拠を規定したものであります。

第三項は、各婦人補導院処遇細則の根拠を規定したものであります。

附則の第一項は施行期日に關するも

のでございまして、壳春防止法の完全実施の日から施行する旨を明らかにいたしております。

第二項は国家公務員共済組合法の一

部改正でござります。本項は婦人補導院の職員が刑務共済組合に属するものとしたことを明らかにいたしております。

第四項は精神衛生法の一部改正でござります。本項は矯正施設の長の精

施設の定義に婦人補導院を加えたものでございます。

第五項は出入国管理令の一部改正でござります。本項は、退去強制該当者に通報及び退去強制と刑事手続との関係に関する規定中に婦人補導院に關する事項を加え、婦人補導院の長の通報義務及び補導処分の先行を規定したものであります。

以上簡単であります御説明を終ります。

○町村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あります。

○町村委員長 これにて壳春防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院の逐条説明は終りました。なお、証人等の被害についての給付に關する法律案につきましての逐条説明は、お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思います。

ただいまの三案についての質疑は次回にこれを譲ります。

○町村委員長 御異議なければ、さよ

う取り計らうことになります。

○猪俣委員 私はきょうは大阪高等檢察厅における検察事務官の執行すべきものを行なわないで釈放したという事

件について質問したいと思いまして、本曜日までに調査していただきたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いがございますことは、木曜日までに調査していただきたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

○町村委員長 なお、委員各位もすで

に御承知の、第二十六国会に本委員会に付託されました最高裁判所機構改革案の審査のため本院より欧米各國に最高裁判所機構改革調査議員団が派遣されたわけであります。その調査報告書がすでに議長に提出されており計らいないと存じますが、御異議ありませんか。

本報告書とその他参考資料を加え、婦人補導院の長の通報義務及び補導処分の先行を規定したものであります。

以上簡単であります御説明を終ります。

○町村委員長 これにて壳春防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院の逐条説明は終りました。なお、証人等の被害についての給付に關する法律案につきましての逐条説明は、お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思います。

ただいまの三案についての質疑は次回にこれを譲ります。

○町村委員長 御異議なければ、さよ

う取り計らうことになります。

○猪俣委員 私はきょうは大阪高等檢察厅における検察事務官の執行すべきものを行なわないで釈放したという事

件について質問したいと思いまして、本曜日までに調査していただきたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

間が射殺されたということです、これが問題になつた。私は牧野法務大臣に實験したところが、実はいやなことがあります。これが私の方で十分今後調査もするし、嚴重に徹底的にやるから、そのところ武士の情でちょっと聞かぬで聞いてくれるのですが、あまり突つ込まれぬでくれ、こういう話であります。私も牧野法務大臣とは長い間御懇意に願っております。本報告書とその他参考資料を

関係法案の審査のため本院より欧米各國に最高裁判所機構改革調査議員団が派遣されたわけであります。その調査報告書がすでに議長に提出されており計らいないと存じますが、御異議ありませんか。

以上簡単であります御説明を終ります。

○町村委員長 これにて壳春防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院の逐条説明は終りました。なお、証人等の被害についての給付に關する法律案につきましての逐条説明は、お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思います。

ただいまの三案についての質疑は次回にこれを譲ります。

○町村委員長 御異議なければ、さよ

う取り計らうことになります。

○猪俣委員 私はきょうは大阪高等檢察厅における検察事務官の執行すべきものを行なわないで釈放したとい

うことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

いたいことは、有罪判決、これが、時間の都合上木曜日に譲りたいと思います。ただ、政務次官にお願いが

○町村委員長　本日はこの程度にて散
会いたします。　お詫び申しあげます。
おられない者の統計もいただきたいので
すけれども、ことにその理由がほしい
のであります。場合によりますと、そ
の一つ一つにつきまして調査しなけれ
ばならぬ、こう思われる所以で、これは
矯正局か刑事局か私はわかりません
が、その意味において政務次官にお願
いしておきます。

日本社会党 猪俣 浩三
と決定し、なお衆議院専門委員会小木貞一及び部外から、最高裁判所事務総局総務課長関根小郷法務省調査課長位野木益雄が、行を共にすることとなつた。

九月一十五日(水) 午前八時三十分 サンフランシスコ着
市内見学後、夜總領事の晩餐会に招かれ、管内事情聴取

オンを下にみながら、高度一万一、三千フィート、シカゴ着、十七時五十分、曾根縦領事出迎。

ソドラー、連邦最高裁判所
首席書記官ファイと会談
会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国六四〇
シントン記述のとおり。
十六時 運邦上院において、上院法務委員マックレ
ラン議員と会談
会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国七四〇
シントン記述のとおり。

西山総領事から、国立アルカトラツツ(Alcatraz)監獄の特異事情聴取、金門公園、サンフランシスコ湾沿岸から視察
九月二十七日(金)十二時三十分 サンフランシスコ発
十四時二十分 ロサンゼルス着、安井領事出迎
十五時三十分 加州上級裁判所相談(日系)判事と会談
会談内容 後述第四主要会談○アメリカ合衆国ニロスアンジエルス記述のとおり
夜、中村総領事の晩餐会、その間、管内事情聴取
帰路日本人街等市内視察見学
九月二十八日(土) 午前から午後、日本人沢田農場(二)、三十名の日本人青年短期農業移民採用)、ハリー・ウッド、プラネットリ・ウム等見学
九月二十九日(日) 午前十時三十分 ロスアンジエルス発
ロッキー・グランドキャニ

十四時 アメリカソ、ジユ
ディカチユア、ソサイティ
において、理事ウキンター
スと会談
会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国四アメ
リカ、ジユディカチユア、
ソサイティ記述のとおり。
十六時 アメリカソ、バア・
アソシエーションにおいて、
デイレクター、ハイド
マンと会談
会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国五アメ
リカソ、バア・アソシエー
ション記述のとおり。
その間、シカゴ大学見学
夜、総領事公館において懇
親会、その間、管内事情調
査取
十月一日(火) 午前十時 シカ
ゴ発
十三時十分 ウオシントン
着 大森三等書記官出迎
十二月二日(水) 午前十時乃至十二
時アメリカ連邦最高裁判所
所において、前アメリカ連
邦最高裁判所行政局長チャ

十月三日(木) 午前十時三十分
連邦下院において、下院法務委員フエイン議員、シン及びブリックフィルド両専門員と会談
会談内容、後述第四主要会談○アメリカ合衆国ハウォントントン記述のとおり。
十月四日(金) 十二時三十分
駐米日本大使館において、朝海大使の午餐会、その間、外交事情聴取
十六時 連邦最高裁判所において、ウォレン長官と会談
会談内容、後述第四主要会談○アメリカ合衆国ハウォントントン記述のとおり。
十八時 同長官のカクテルパーティ、その後、イーヴニング、スター紙記念撮影
十月五日(土) 午前、午後市内見学

十月六日(日) 十三時三十分雨
と密雲の中を出発

十五時十分 ニューヨーク
着飛領事出迎

十月七日(月) 午前十時 ニューヨーク州シュー・ブリー
クス判事と会談

ム・コート(第一審)フォック
会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国一〇ニ
ューヨーク記述のとおり。

十三時 国連本部視察、そ
の後、松平国連大使、成田
代表(バキスタン大使)か
ら、国連事情聴取、同大使
の午餐会

十八時 ニューヨーク法律
家協会レップ氏外十数名の
弁護士と会談、カクテルバ
ン判事と会談

十月八日(火) 午前十時 州シ
ューブリーム・コート上訴
部ベック裁判長、ボーティ
ン判事と会談

会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国一一ニ
ューヨーク記述のとおり。

夜、田中総領事公館において
晩餐会、その間管内事情
聴取

十月九日(水) 午前十一時十五
分 ニューヨーク発

十三時十分 オーバーニー
着、飛行場から、ホテルま
での間、目がさめるような
紅葉、満月

オーバーニー市はニューヨー
ク州の首都、現知事ハリマ
ン

十月十日(木) 午後二時 州上

告(最高)裁判所において、
コンウェイ首席裁判官他六

判事と会談

会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国一二
オーバーニー記述のとおり。

十九時 長官の晩餐会、當
方全員、先方全裁判官出席
席十年の知己同志のような
霧雨気

十月十一日(金) 十四時四十分
オーバーニー発

十六時二十五分 ボストン
着

十月十二日(土) 午前十時 ケ
ンブリッジにあるハーヴ
アード大学において、グリ
スワルド学長、ヴァン・メー
レン教授と会談、同教授及
び日本留学生の案内によ
り、学内視察

二十時三十分 マサチュ
ーセッツ州最高裁判所カツ
ターレ裁判官邸において同裁
判官、ブライア前国務次官
補、ライシャウエル教授

セイツ東洋文学専
門判事と会談

会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国一二ボ
ストン記述のとおり。

十月十四日(月) 午前四時
ト発

十一時 フランスマーヴィー
発

午後、林一等書記官から、
歐州政治経済事情、とくに、
西独復興の原動力について

午前九時四十五分 ロンド
ノ着、山崎二等書記出迎

夜、駐英大使館において、
西大使晩餐会、その間英國
諸事情聴取

十月十五日(火) 午前十時二
十分 桐山参事官出迎

夜、駐仏大使公館において、
古垣大使晩餐会

その間、フランス諸事情聴
取

十月二十日(日) 午前十一時
マルタン弁護士事務所にお
いて、日曜日にもかかわら
ず、前弁護士会長マルタン
弁護士、現弁護士会副会長
リュッサン弁護士と会談

会談内容、後述第四主要会
談○フランス一七パリー記
述のとおり。

十月二十一日(月) 午前、市内
見学

午後、カクテルバー・ティ
ルトンと会見

十月十六日(水) 十五時 ロン
ドン・バー・カウンシルにお
いて、セクリタリー、ボウ
ルトンと会見

会談内容、後述第四主要会
談○イギリス一五ロンドン
ターレ裁判官邸において同裁
判官、ブライア前国務次官
補、ライシャウエル教授

セイツ州最高裁判所カツ
ターレ裁判官邸において同裁
判官、ブライア前国務次官
補、ライシャウエル教授

会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国一二ボ
ストン記述のとおり。

十月十七日(木) 十六時 貴族
院において、議員シモゾ
ニヤークと会見談、会談後、ティ
バーティ

会談内容、後述第四主要会
談○アメリカ合衆国一二ボ
ストン記述のとおり。

十月十八日(金) 午前、市内見
学

午後、林一等書記官から、
歐州政治経済事情、とくに、
西独復興の原動力について

事情聴取 十月十九日(土) 十二時五分
十月十九日(土) 十二時五分
ロンドン発

夜、駐独大使公館において、
武内大使晩餐会、我妻東大
教授同席

その間、西独諸事情聴取
夜、駐英大使館において、
西大使晩餐会、その間英國
諸事情聴取

十月二十三日(水) 午前十時
桐山参事官出迎

夜、駐仏大使公館において、
古垣大使晩餐会

その間、フランス諸事情聴
取

十月二十四日(木) 午前九時三
十分 ポン地方裁判所にお
いて、刑事陪審法廷、參審
法廷を傍聴、視察

十三時三十分 ポン地方裁
判所長公館において、ショ
ルン所長午餐会、司法省ワ
オールファルト參事官(日
本生れ)同席

その間、裁判制度について
意見交換午後急行列車で、
ポン発

ライン河に沿つて上流へ走
る。有名なローライの巖
の下方を十七時通過

ポン着十五時四十五分
夜、駐独大使公館において、
武内大使晩餐会、我妻東大
教授同席

その間、西独諸事情聴取
夜、駐英大使館において、
西大使晩餐会、その間英國
諸事情聴取

十月二十四日(木) 午前九時三
十分 ポン地方裁判所にお
いて、刑事陪審法廷、參審
法廷を傍聴、視察

十三時三十分 ポン地方裁
判所長公館において、ショ
ルン所長午餐会、司法省ワ
オールファルト參事官(日
本生れ)同席

その間、裁判制度について
意見交換午後急行列車で、
ポン発

ライン河に沿つて上流へ走
る。有名なローライの巖
の下方を十七時通過

二十時 カールスルーエ
着 司法省ウォールフルアル
ト参事官同行

十月二十五日(金) 午前九時三十分 連邦裁判所において、ワインカウフ長官他二裁判官等と会談

会談内容、後述第四主要会談○西ドイツ二二・カールスルーエ記述のとおり。

十五時 連邦憲法裁判所において、書面配布をうけ、ウキントリッヒ長官他三裁判官と会談

会談内容、後述第四主要会談○西ドイツ二二・カールスルーエ記述のとおり。昨年の改正法により、裁判官を減員したことにつき、調査団の面前で、率直な、真剣な賛否の議論が展開された。

十月二十六日(土) 連邦憲法裁判所差廻しの自動車で、午前八時四十分カルスルーエ発、途中、ものすごい濃霧、午前十時四十分フランクフルト着

十二時十五分 フランクフルト発十五時三十五分ローマ着、大使館員出迎

夜、ヴァチカン公使邸において鶴岡公使晚餐会その間、ヴァチカン外交、南米移民問題、日伊合弁事業の見透等につき事情聴取

十一月二十七日(日) 午前市内見学

十月三十日 午前零時四十分 ブィルート発、河野公使見送

十一時二十五分 カラチ
着 太田大使晩餐会
その間、イタリア政治、経済諸事情聴取

十月二十八日(月) 午前十一時 憲法裁判所において、アツシアリティ長官と会談

会談内容、後述第四主要会談○イタリア二四ローマ記述のとおり。

十月二十九日(火) 午前十時三十分 訟務厅において、スコカ長官他訟務官と会談

会談内容、後述第四主要会談○イタリア二六ローマ記述のとおり。

正午 司法省において、ゴネラ大臣のカクテルパーティー各局課長列席欲談

会談内容、後述第四主要会談○イタリア二七ローマ記者のとおり。

十一月一日(土) 十八時二十分 港泊

午前一時三十分 バンコック発

午前七時十分 香港着 香港総領事出迎

夜、総領事公邸において、安藤総領事晩餐会その間、管内事情聴取報告整理と休養のため、香港に帰

出発当日まで、ぎりぎり組まれていた視察調査日程は、以上をもつて、おわり、ローマから帰国につく。

十一月二十九日(火) 十四時四十分 ローマ発 P A A 六四五分 ローマ発 P A A 六四五分 オメガ機

十一月三日(日) 午前零時十分 羽田空港着

衆議院、最高裁判所、法務省等から多数出迎

主要会談 ○アメリカ合衆国

(4) 州最高裁判所においては、順次により、担当裁判官を定める。その裁判官は、専門化、マス・プロダクションの弊におちいるであろう。

(5) 州最高裁判所においては、ふくむ事件、或は、国民生活に関する重大な法律問題をふくむ事件だけを管轄する。

(6) 上告事件の大部分は、地方上訴裁判所(District Court of Appeal)で処理しており、上告事件は、憲法問題を含む事件、或は、上訴裁判所に提出する上訴審理、口頭弁論終結後、本案裁判についての合議メモである。しかして、後者のメモには、上告論点に対する学説、判例及びメモ作成者の法律的見解を明示する。

(7) メモ作成者以外の各裁判官も、事件に対する各自の法律的見解を十分調査準備の上、合議にのぞんでいるから、合議にはあまり時間を必要としない。ことに枝葉末節の議論はしない。

S. Gibson) 他一名。
会談要點

(1) 裁判官を増員し、部に分けで審判することは、事件の処理を促進することにはならないが、各部門の判決の抵触を防ぐために、どうしても、全員による裁判が必要となる。

(2) 全員による裁判は、裁判官の数が増加すればする程、困難となる。

(3) 最高裁判所の裁判官には、よく調和のとれた法律知識(Well-balanced knowledge of law)が要請せられる。すなわち、民・刑法というような専門知識に固定しないで、憲法問題、国際法問題等にも通曉する人でなければならない。

しかしに、このような最高裁判官を増員するとは困難であるのみならず、もし、増員するとなると、いきおい数部にわかれて審判することとなり、結局、その裁判は、専門化、マス・プロダクションの弊におちいるであろう。

(4) 州最高裁判所においては、順次により、担当裁判官を定める。

(5) conference memorandum

(a) calendar memorandum

(b) conference memorandum

会談要點米国のような上訴制度、及び最高裁判所制度をそのまま日本に移すことはむ

calendar memorandum

は、本案審理、口頭弁論終結後、本案裁判についての合議メモである。しかして、後者のメモには、上告論点に対する学説、判例及びメモ作成者の法律的見解を明示する。

会談相手 ジョン・相撲上級裁判所判事 (Judge of Superior Court of California. John F. Aiso)

(1) 会談要點米国のような上訴制度、及び最高裁判所制度をそのまま日本に移すことはむ

すかしい。すなち、これは法律論議で解決できる問題ではなく、多分に、政策問題をふくんでおり、また、伝統の問題に関連するからである。

(2) 裁判の遅滞は裁判の否定(Justice delayed, justice denied)といふことが、一種の標語として、高く評価され、裁判の実際において、真剣に反省されている。

(3) 訴訟遅延の防止策として、加州憲法においては、弁論終結後九十日以内に判決を言渡さないと、裁判官は俸給を受取ることができない、と規定している。(加州憲法第六条第一四節)。

〔二〕 シカゴ(イリノイ州)
会談日時 昭和三十三年九月三〇日
(月)午前十時
会談相手 フロイド・バーク首席裁判官 (Justice of Appellate Court of Illinois Michael Feindberg)

会談要旨
(1) 最高裁判所の負担軽減その他裁判制度を改革する州憲法改正案は、一九五七年六月、州議会を通過し、一九五八年一月行われる人民投票により採択せられると、実施せられる。

(2) 改正要点は、
(a) 第一審裁判所の裁判に對しては、死刑判決に關する場合に限り、直接、最高裁判所に上告である。その他の場合については上訴裁判所に上告である。

判所に上訴でき、この上訴裁判所の裁判に對しては、最高裁判所が許可をあたえた場合に限り、上告できる。

(2) 上訴裁判官が十二名をもつて構成する部数は、十二名となり、裁判官の数は四となつた。

(3) アメリカン・ジャーナリスト(ソサイティ)の会員は、連邦最高裁判所の会員となるため、裁判官の会員登録料を支払う。

四、アメリカン・ジャーナリスト(ソサイティ)
会談日時 昭和三十三年九月三〇日
(月)午後二時
会談相手 同ソサイティ理事ウッドタース

会談要旨
(1) アメリカン・バーアソシエーション(A·B·A)は、任意加入制の団体である。現在、アメリカ法曹の約半数、九万人が会員となっている。会費は年一六弗。

会員が多い理由は「雑誌購入の便」「新法律知識の獲得」「他の州の知識獲得」「議会情報のキャッチ」「生命保険の低廉」等々である。

(2) A·B·Aの機能の主なものとしては、「法曹を育成する基礎大学の指定」「連邦裁判官候補者の推せん」「ロイヤル・倫理規範の立案」「司法教育に関する勧告意見」「法曹界の意見の議会への反映」等々をあげることができる。

(3) 連邦最高裁判所における事件処理概況(一九五五—一九五六)は、
一、連邦最高裁判所に事件がけい属するのは、権利上告による場合と裁量上告(いわゆるサーンオレリー)による場合とがある。
二、連邦最高裁判所における事件処理概況(一九五五—一九五六)は、
既済 サーンオレリーによるもの 八〇〇件
本審審判によるもの 二〇〇件

七、ウォシンガム

会談日時 昭和三十三年一〇月一日
(水)午後四時
会談相手 連邦上院法務委員マッタ、ラン議員

会談要旨
(1) 連邦最高裁判官を増員する

と、結局、部に分けて処理される件数は、約三バーセントに過ぎない。

(2) 裁判官の任用制度を選舉制か、任命制に切替えること、州が任命制をとっている。(現在、四八州のうち、一一州が任命制をとっている)。

(3) 各州裁判制度のうち、複雑化しているものを簡素化する。

五、アメリカン・バーアソシエーション
会談日時 昭和三十三年九月三〇日
(月)午後四時
会談相手 アメリカン・バーアソシエーションのデレクター、ハイドマン

会談要旨
(1) アメリカ合衆国における裁判制度は、連邦裁判所と州裁判所との二重機構であり、連邦裁判所の管轄は、主として、「連邦の法律が問題となる場合」及び「州際間の私人間に争ある場合」である。

連邦地方裁判所は八六、連邦上訴裁判所は一一となつてゐる。

(2) 各州バア・アソシエーションのうち、「六州のバア・アソシエーションが強制加入制で、残り、二三州のバア・アソシエーションは任意加入制であるから、全部強制加入制とすること。

(3) 裁判官の任用制度を選舉制か、任命制に切替えること、州が任命制をとっている。

六、ウォンハート

会談日時 昭和三十三年一〇月一日
(水)午前十時乃至十二時
会談相手 前連邦裁判所行政局長チャンドラー、連邦最高裁判所ファイ首席書記官

会談要旨
(1) アメリカン・バーアソシエーション(A·B·A)は、任意加入制の団体である。現在、アメリカ法曹の約半数、九万人が会員となっている。

件数は、約三バーセントに過ぎない。

七、ウォシンガム

会談日時 昭和三十三年一〇月一日
(水)午後四時
会談相手 連邦上院法務委員マッタ、ラン議員

会談要旨
(1) 連邦最高裁判官を増員する

と、結局、部に分けて処理しなければならず、また、一部の

いすれも、六月以内に處理を目指として、努力している。

(2) 一九五六年五七年の上告事件総数一〇五〇件、既済一七〇〇件(うち、二三六件につき本審審理、更にそのうち、一四五件につき弁論)。なお、弁論をへないで處理。なお、弁論をへた事件についても型の定まつたものについては、裁判官の意見をかかない。

(3) 「連邦の法律が問題となる場合」及び「州際間の私人間に争ある場合」である。

連邦地方裁判所は八六、連邦上訴裁判所は一一となつてゐる。

(2) 連邦最高裁判所に事件がけい属するのは、権利上告による場合と裁量上告(いわゆるサーンオレリー)による場合とがある。

(3) 連邦最高裁判所における事件は、「この方式でやり、残り一二二件につき、裁判官の意見がかかるた」未済三五〇件である。サーンオレリー(裁量上告)方式によつて、処理せられる事件は、全体の八〇パーセントにあたる。

上告事件のうち、九五パーセントは憲法問題に關連ありと主張せられているが、憲法違反を理由として、破棄せられる件数は、約三バーセントに過ぎない。

七、ウォシンガム

会談日時 昭和三十三年一〇月一日
(水)午後四時
会談相手 連邦上院法務委員マッタ、ラン議員

会談要旨
(1) 連邦最高裁判官を増員する

と、結局、部に分けて処理しなければならず、また、一部の

裁判の不一致から、最終的には、全員構成の合議体の裁判が必要となつて、却つて、煩雑となるであろう。

(2) 最高裁判所には、訴訟遅延はみ受けられないが、地方裁判所には遅延がある。下級審の裁判官を三〇名乃至五〇名増員すべきである。

(3) 現在、タイムスター・ユニオン(貨物自動車運転手組合)のフォファ氏(委員長候補)を調査しているが、それは、労働組合から悪い分子を追放するためである。

八、ウォシンントン
会談日時 昭和三年一〇月二日
会談相手 運邦下院法務委員フエイン議員、ジン及びブリック・フィールド両専門員
会談要点

(1) この委員会において、連邦裁判所の能率化方策として、立法上考究中の事項は、つきのとおりである。

(a) 州裁判所の管轄をひろげ、連邦裁判所の管轄をせまくすること。たとえば、現在民事訴訟についていえば、三千ドル以下の請求を州裁判所が管轄しているのを、一〇万ドルに引き上げること。

(b) 行政事件を準司法行政機関によつて処理すること。

(c) 連邦裁判所裁判官(現在、二三一名)を増員すること。
最高裁判官は増員しない。

九、ウォシンントン
会談日時 昭和三年一〇月四日
会談相手 運邦最高裁判所ウォレン長官
会談要点

(1) 最高裁判所の機構を論ずることは、きわめて困難な問題である。それは、国によつて、いろいろ客観的な事情があるし、また、この問題自体の中にも、多くのファクターが含まれているからである。

(2) 最高裁判所裁判官を三十人に増員すると、どういう事態になるであろうか、大変である。米国においては、法律家は、非常に議論好きであるから、最高裁判所裁判官を三十分に含められているからである。

(3) 最高裁判所裁判官を三十九人で十分であると思う。
最高裁判所は、違憲問題をふくむ事件、あるいは、市民生活に関するきわめて重大な法律問題をふくむ事件を管轄すればよい。
それ以外の一般法律問題は、中間裁判所に処理させられ

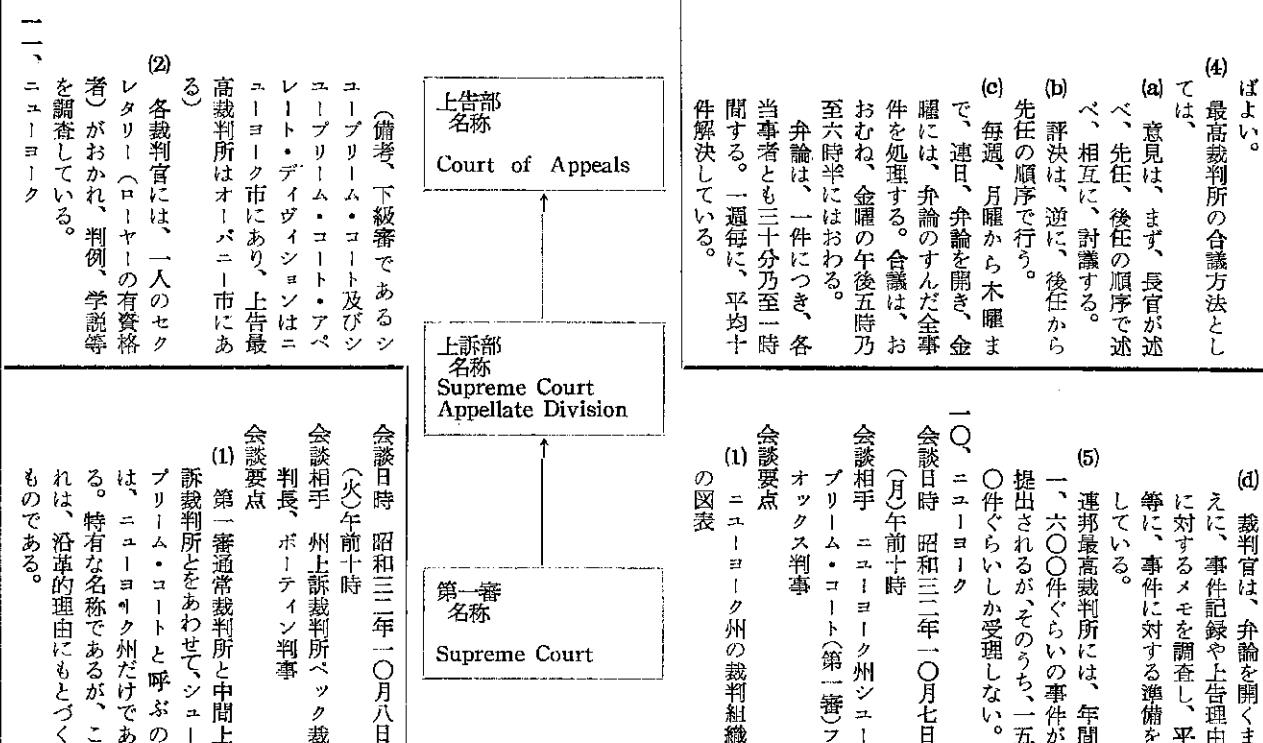
(d) 老朽裁判官淘汰のため、連邦裁判官の定年制(七十歳)を設け、退職者にも、従前の俸給を支給する。

(e) 裁判官の妻に対する恩給額を増加すること。

(2) 裁判官に対する監督は、議会としては、彈劾の方法による過去一六八年間に、八回、弾劾問題が起つた(連邦憲法第一条三節)。

(3) 毎週、月曜から木曜まで、連日、弁論を開き、金曜には、弁論のすんだ全事件を処理する。会議は、おむね、金曜の午後五時乃至六時半にはおわる。

弁論は、一件につき、各当事者とも三十分乃至一時間する。一週毎に、平均十件解決している。



すなわち、一般的管轄権をもつ意味で、シューブリー・コートと呼んだものと考えられる。

(2) 上告裁判所に下級裁判所裁判官に対する監督権を授えよ。上級裁判所には、年間一、六〇〇件ぐらいの事件が提出されるが、そのうち、五〇件ぐらいしか受理しない。

(4) 最高裁判所の合議方法としては、まず、長官が述べ、先任、後任の順序で述べ、相互に、討議する。

(b) 評決は、逆に、後任から先任の順序で行う。

(5) 連邦最高裁判所には、年間一、六〇〇件ぐらいの事件が提出されるが、そのうち、五〇件ぐらいしか受理しない。

(3) アベレート・ディヴィジョンの裁判長(Presiding Judge)の年俸は三八、五〇〇弗、裁判官の年俸は三八、〇〇〇弗である。

(4) 敗訴者が上訴するには、記録の印刷費を、一応弁済しなければならない。記録は、平均五〇〇頁ぐらいで、一頁三弗。上訴人は、合計十九部の記録を裁判所に提出しなければならないことになつていてから、印刷費用は莫大な額となり、敗訴者の上訴は、容易でない。

(1) 第一審通常裁判所と中間上訴裁判所とをあわせて、シュー・ブリーム・コートと呼ぶのができる場合は、

(a) 上訴部が第一審裁判所を棄したとき

(b) 少数意見が付せられてい

(c) るとき

(d) 死刑判決 懲法問題

一審裁判が死刑を言渡しているときには、直接、州最高裁判所に上告できる。

(2) 死刑事件は年間二五件ぐらいある。州の人口は一、五〇〇万人。

(3) 最高裁判所裁判官の報酬は、首席裁判官四万円。裁判官年三万八千円。裁判官は選挙により就任。任期一四年、定年七〇年。

(4) 裁判官には、一名以上のロード・クライアント、セクレタリー一名、ステノグラファー一名がついている。

(5) 会議の内容は、録音器に録音し、議論の重複をさけている。

〔三〕ボストン(マサチューセッツ州)
会談日時 昭和三一年一〇月一二
日午後八時半

会談相手 州最高裁判所カッター
判事、ブーウキー前国務次官
補 ライシヤウエル教授

会談要点
(1) 州の裁判制度は、原則としては、二審制で、事実審は上級裁判所(Superior Court)、法律審は最高裁判所(Supreme Judicial Court)であつて、上告理由は制限されていない。

しかし、「シーザーリア・コートの一審判決がよい判決で、当事者が納得していない」と「上訴には記録印刷費が

莫大であること」及び「弁護士側の上訴抑制に対する協力を得ていること等々のため、上訴抑制機能は、實際において、立法以上に、果されている。

(2) 最高裁判所の裁判官は七人であるが、通常五人で審判して、各自、単独裁判官として、州知事を相手とする事件等を処理することにしていて。

(3) 最高裁判所は、州知事又は州議会の求めにより、勧告意見をだしている。法が何であるか、だけについて回答する。勧告意見については、合議の方法をとらず、一人の裁判官が意見をかき、他の裁判官が署名するという方法によつていて。

〔四〕ロンドン
会談日時 昭和三一年一〇月一六
日(水)午後三時過ぎ

会談相手 パア・カウンシルのセクレタリー、ポウルトン

会談要点
(1) 英国には、現在、パリスターハー一千人、ソリシャー一万七千人いるが、そのうち、婦人パリスターは七十人である。

(2) パリスターは、本来、ビジネスに關係するものでない。従つて、報酬(feel)はギフトの性格をもつ。報酬は、ソリシャーを通じて、定められ、パリスターが自ら事件本人と接することはない。報酬請求権はない。

(3) パア・カウンシルは、パリスターからなる協議会である。

(4) 委員会は委員五人をもつて、貴族院司法委員会デジタル・オーストラリア、セイロム、ニュージーランド等の最高裁判所の裁判に対しても、その最高裁判所又は枢密院司法委員会の特別許可(Special leave)を与えた事件について

のみ、審判する。實質的最高裁判所である。

(2) 特別許可是、公共的重要事件についてのみ与えられるが、刑事事件については、おむね与えられる。

(3) 約三十分間、同委員会傍聴。オーストラリアの二〇〇万ポンド税事件(Taxation Case)が審理されていた。

〔五〕ロンドン
会談日時 昭和三一年一〇月一六
日(水)午後三時過ぎ

会談相手 パア・カウンシルのセクレタリー、ポウルトン

会談要点
(1) 死刑廢止法案上提出中、死刑事件は、直接、貴族院司法委員会が許可すべきである、との議論もあつたが、そのままとなつた。シモンズ卿としての承認制がよいと思う、とのことであつた。

(2) 貴族院司法委員会には、事件の渋滞ということではなく、現在けい屬中の事件は、クリスマスまでには、全部、解決してしまつつもりである。

(3) いつも上告事件は年間平均三十件乃至四十件である。上告するには、弁護士に対する莫大な報酬を要し、且つ、記録の印刷費を支弁しなければならないから、上告は、きわめて、エクスペンドである。これが、上告制限の作用を営んでいた。

(5) パリスターの非行については、パア・カウンシルにおいては、実情調査はするが、懲戒権をもつていないから、そのペリスター所属のインズ・オブ、コートに報告する。パリスターとなるには、必ず、いずれかのインズ・オブ・コートに所属しなければならないからである。

(2) 帰助は、上訴審には適用されない。貴族院の裁判においては、少數意見が付せられるが、枢密院司法委員会は、クイーンの助言機関であるから、その審判には、少數意見は付せられない。

(3) ○フランス

〔六〕ロンドン
会談日時 昭和三一年一〇月一七
日(木)午後四時

会談相手 貴族院議員シモンズ卿、デニング卿、コーンエン卿、リュッサン弁護士

会談要点
(1) 死刑廢止法案上提出中、死刑事件は、直接、貴族院司法委員会が許可すべきである、との議論もあつたが、そのままとなつた。シモンズ卿としての承認制がよいと思う、とのことであつた。

(2) 貴族院司法委員会には、事件の渋滞ということではなく、現在けい屬中の事件は、クリスマスまでには、全部、解決してしまつつもりである。

(3) いつも上告事件は年間平均三十件乃至四十件である。上告するには、弁護士に対する莫大な報酬を要し、且つ、記録の印刷費を支弁しなければならないから、上告は、きわめて、エクスペンドである。これが、上告制限の作用を営んでいた。

(4) 扶助は、上訴審には適用されない。貴族院の裁判においては、少數意見が付せられるが、枢密院司法委員会は、クイーンの助言機関であるから、その審判には、少數意見は付せられない。

(5) 裁判官の給与は、弁護士の収入より少いから弁護士から裁判官になるものは殆んど、稀れである。

〔七〕パリ
会談日時 昭和三一年一〇月一〇
日(日)午前十一時

会談相手 前弁護士会長マルタン・リュッサン弁護士

会談要点
(1) 始審裁判所には、原則として、強制加入制の弁護士会がある。

(2) 現在、フランスには、弁護士約八千名があり、パリの住者は二千名である。

(3) なお、下院議員六二七名中一〇三名が弁護士出身であるが、減少の傾向を示している。上院議員は三三〇人であるが、弁護士出身は、ほぼ同様である。

(4) 裁判官の給与は、弁護士の収入より少いから弁護士から裁判官になるものは殆んど、稀れである。

(5) 訴訟事件の処理時間は、概して、長い。民事事件の処理時間は、刑事案件の処理時間よりも、更に長い。

(6) 弁護士会は、「法律改正」「リーガル・エイド」「法学教育(教授、裁判官、弁護士の三人委員会で協議)」を扱っている。

一八、パリ
会談日時 昭和三二年一〇月一二
会談相手 破棄院バテスチニ院長、ベッソン検事総長

会談要點
(1) ナボレオン時代から破棄院という名称となつた。

(2) 破棄院には、従前、民事部、刑事部の外に、審査部があつたが、現在、審査部は、廃止となつていて、しかし民事は四部(第一、第二民事部、商事部、社会部)、刑事部は一部である。各民事部には、部長一名、判事各二五名、刑事部には部長二名、判事一七名がいる。

(3) 昨年度は、民事七千件、刑度は、民事八千件、刑度は、民事八千件、新受があり、本年度は、民事八千件、刑度は、民事八千件、刑度は、民事八千件の新受が予想される。未済事件は、一時、二万件にも達していたが、最近、一万五千件に減つた。

(4) 商事部、社会部のような専門部を設けることは、能率的よい結果を生んだ。

(5) 民・刑事連合部が三、四回開かれた。

(5) 訴訟事件の処理時間は、概して、長い。民事事件の処理時間は、刑事案件の処理時間よりも、更に長い。

(6) 弁護士会は、「法律改正」「リーガル・エイド」「法学教育(教授、裁判官、弁護士の三人委員会で協議)」を扱っている。

(6) 合議の実際においては、報告者が、まず、意見の報告をしたのち、部長以外の上席者から順次意見を述べ、多数決で意見が自然にまとまるから、実際上は、部長が意見を述べる場合は少い。

一九、パリ
会談日時 昭和三二年一〇月一二
会談相手 参事院(ヨンセイユ・データ) カツサン副院長

会談要點
(1) 参事院は、現在、政府の法律顧問及び終審行政裁判所の二機能をもつていて。

(2) 後者については、行政の複雑化にともない重要なものに限つて、審理しているが、後者の機能のウェイトが、漸増しつつある。現在、二二〇件ぐらい、けい属事件がある。

(3) 現在、政府の法律顧問として、抵当法案及び破産法案を検討している(先日、首相から、三法律案につき、意見を求めてきた。先週土曜に、緊急参事院會議を開こうと思つていたが、首相は、国会の信任投票に敗けた)。

(4) 法律の違憲性問題については、憲法委員会で審議する。参事院の管轄ではない。

(5) 司法裁判所の違憲審査権については、仏は米と異つて、单一国家であるから、消極的と考えている。しかし、将来に於いても、アルジエ開かれた。

(6) 合議の実際においては、報告者が、まず、意見の報告をしたのち、部長以外の上席者から順次意見を述べ、多数決で意見が自然にまとまるから、実際上は、部長が意見を述べる場合は少い。

(7) 合議の実際においては、報告者が、まず、意見の報告をしたのち、部長以外の上席者から順次意見を述べ、多数決で意見が自然にまとまるから、実際上は、部長が意見を述べる場合は少い。

(8) 合議の実際においては、報告者が、まず、意見の報告をしたのち、部長以外の上席者から順次意見を述べ、多数決で意見が自然にまとまるから、実際上は、部長が意見を述べる場合は少い。

二〇、ボン
会談日時 昭和三二年一〇月一二
会談相手 日(水)午前十時過ぎ

会談要點
(1) 司法省には、「民事」「刑事」「憲法」及び「通常裁判所」「司法行政」を担当する四局がある。

(2) 連邦憲法裁判所は、司法省の管轄ではないが、機構改革乃至連邦憲法裁判所法の改正は司法省が担当した。

(3) 西ドイツの裁判組織は、基本法(九二条、九六条)によれば、連邦憲法裁判所(d. Bundesverfassungsgericht)は、本法(九二条、九六条)によれば、連邦最高裁判所(d. Oberste Bundesgericht)の管轄ではないが、機構改革乃至連邦憲法裁判所法の改正は司法省が担当した。

(4) 基本法にいわゆる連邦最高裁判所(前掲③(a))は、いまだ設置されていない。各種上級連邦裁判所間の判決の統一を解決する方式として、基本法の予定している連邦最高裁判所の設置によるか、あるいは五種の前掲上級連邦裁判所の協議によるか、については、目下、真剣に、討議考究されつゝある。

(5) 連邦裁判所(前掲③(b))は、なむち、通常裁判権の領域に対する上級連邦裁判所(基礎裁判所)の裁判官の数は、民事六四人、刑事三八人、合計九六人。民事八部(ゼナート)、刑事五部を構成している。

(6) 刑事大部及び連合大部がある。これらの大部は、法の統一、発展のために、設けられたものである。

(7) 連邦裁判所裁判官は終身官であるが、実際上は、六五歳一六八歳までの間に辞任している。裁判官の報酬は月二〇〇弗一五〇〇弗である。

(8) 憲法裁判所の萌芽は、すでに

(d. Sozialgericht)

に分れている。

(b) 一(b)の連邦裁判所は他の各行政の所管であるが、いづれも三審制度にもとづく。

基本法にいわゆる上級連邦裁判所(obere Bundesgerichte)である。

ドイツは法治国であり、国民の基本人権はあくまでも守られなければならない、という考え方から出発したものであ

りうる理由ばかりではなく、ドイツは法治国であり、国民の基本人権はあくまでも守られなければならない、という考え方から出発したものであ

る。

(9) 憲法裁判所の構成は、第一部及び第二部とも、各十二名の裁判官であつたが、一九五六年七月二一日の憲法裁判所改正法により、各部とも十名宛となり、一九五九年九月一日からは、さらに、各部とも八名宛に減員せられることになつた。

(10) 改正理由は、立案者側の説明によれば、要するに、十二名では、合議に時間がかかるのみならず、満席を得ることが困難であるから、とのことである。(註、われわれはこの改正の詳細をポンにきて、はじめて知つた。いまだ、学界においても、報告、紹介はないと思う。一つの収穫であった。)

(11) 過去六年間に、憲法裁判所がとり扱つた重大な政治的問題は、共産党憲法問題

(12) 再軍備問題

(13) (a) 共産党憲法問題
(b) 再軍備問題

- (c) ナチ時代、法皇宮との間に締結せられた協定問題
(d) 連邦選挙法
(e) その他国民の基本人権問題

題
は、六年間に、三件が四件に過ぎなかつた。
法律は適憲の推定をうけるものと考へる。

(d) 法律の違憲を宣言した判決は、六件間に、三件が四件に過ぎなかつた。
法律は適憲の推定をうけるものと考へる。

(d) 連邦裁判所の機構改革として、裁判官を増員し、部を増加すべきかどうかについては、考究中であり、結局、訴訟手続を改正すべきであると思ふが、専門の部を設けることは望ましい。

二二、ポン

視察日時 昭和三二年一〇月二十四日(木)午前九時半

視察場所 ボン地方裁判所(刑事陪審法廷)及び区裁判所(刑事参審法廷)

(1) 当日の、陪審及び参審法廷には、それぞれ一人の婦人が参加していたが、これは、必要要件ではない。少年犯罪については、例外がある。

(2) 被告人は、証人調べ中も、立たされたままであつた。また、被告人も証人も、外套をきたままであつたのは奇異に感じられた。ただし、外套着用は、健康問題と盜難を顧慮するからである、とのことであつた。

二三、カールスルーエ

会談日時 昭和三二年一〇月二十五日(金)午前九時半

会談相手 ワインカウフ連邦裁判所長官、シエフラー裁判官、ブッシュ裁判官、マイヤー裁判官、外係官二名

裁判官がいるが、実際上は、五人(定足数)で、事件を処理している。

会談要點 (1) 西ドイツの連邦裁判組織(現実に設置されている)としては、連邦憲法裁判所(カルスブルーエ所在)、連邦裁判所(カールスブルーエ所在)、連邦行政裁判所(ベルリン所在)、連邦財政裁判所(ミュンヘン所在)、連邦労働裁判所(カッセル所在)、連邦社会裁判所(カッセル所在)の六種の裁判所がある。

このように、各種の行政的専門裁判所があり、憲法裁判所と最高裁判所とが分離されていることは、西ドイツ裁判が規定している連邦最高裁判所は、現下の客觀情勢では、実現困難のようであるが、各種上級連邦裁判所間の判決の不統一を防ぎ、法律解釈の統一をはかるため、将来、日本の各裁判所の未満事件数は、刑事二三七件、民事一七七五件であった。

(2) 連邦裁判所には、現在、民事部八、刑事部五(うち、一

民・刑大部は、年間平均六回十九回開かれているが、多いときは、二〇回も開いたことがある。

連合大部は発足以来、一回開かれただけである。

連邦裁判所の審判速度は、刑事については、短くて三ヶ月、平均六月、民事については、平均一年半、長くて二年。民・刑とも、四年も五年もかかることはない。

(4) 連邦裁判所の審判速度は、

刑曹一元は、殆んど行われてない状態である。ただ連邦裁判所裁判官九四名のうち、二五名乃至三〇名は弁護士から任命せられた。

(5) 日本の裁判組織は、胴体である下級裁判所はドイツ式、頭である最高裁判所はアメリカ式、というわけでその運営にこまりはしないか。

(6) 各裁判官には、民事については、同裁判所の許可を得たものに限られている。

連邦裁判所の事件を扱う弁護士(二十六人)は、民事については、カルテル部が設けられる

ものに限られている。

(7) 各裁判官には、一人の補助官

裁判官がいるが、実際上は、五人(定足数)で、事件を処理している。

会議の実際 (a) 部長が、会議の日及び主

任裁判官(Berichtsersta.

(b) 主任裁判官が報告書作成、会議前に配布

(c) 主任裁判官の説明報告

後、法律問題を順を追つて討議

(d) 各部に分れて、審判することは、裁判事務迅速処理に役立つ、この方式は基本法に反するものではない。

(e) アメリカ最高裁判所が、全員構成で審判しているのは、裁判量上告制度等と関連するものであろう。

(f) 裁判官が報告書を作成、会議前に配布

(g) 各部の裁判官の数(改正前一二名)を二〇名に減員した。

(h) 政府原案では七名乃至八名であったが、結局、一応、各部とも一〇名ずつ、一九五九年九月一日からは各部とも八名ずつということに決定した。

(i) 減員論の根拠としては(長官及びシャルティッシュ裁判官)、

(j) 裁判官の数が多いと、合議の時間が増大する。

特に、会議開始後、新たな論点が生ずることもまれでない。

裁判官の数が多いと、学問的価値は増すかもしれないが、合議が遅延することとはまちがいない。

(k) 裁判官の数が少ない

と、質の良い議材を見出しが容易である。

減員反対論の根拠としては、

会談要點 (1) 昨年七月二一日の法律改正

により、第一部、第二部ともに、裁判官十名をもつて構成することとなつた(従前は各一二名ずつの裁判官で構成せられていた)。

第一部は基本法に関する紛争について、第一部は主として権限議論等について、それぞれ裁判権をもつてゐる。

(フエデラル、ライブホルツ両裁判官)、

(4) 裁判官の数を減すと、事件の処理はよくれる。それは改正法実施後の未済事件数の増加現象によつても証明せられるところである。すなわち、改正前における未済事件数(一九五六年七月三一日現在)は、第一部五七件、第二部五九件であつたものが、改正後における未済事件数(一九五七年九月三〇日現在)は、第一部七四三件、第二部六四件というように、第一部、第二部とともに未済事件数は増加している。

(5) 時間は、合議におけるよりも、合議前の準備に、より多く使用される。従つて、裁判官の数が多くても、各裁判官の準備さえ充分になされてゐるならば、合議は遅延することはない(イタリーハン法裁判所及びヘーベー国際司法裁判所裁判官の教は、いずれも一五年である)。新たに、憲法裁判所連合部(Plenum)は、第一部、第二部の事務分担を変更調整することができる」とかかわらず、予想に反して

第二部の管轄する権限争議事件は極めて少なく、「第二部は裁判をしないで散歩しておる」という声がでるほどであった。そこで、審判の合理化を図るために、予備審査手続を認められた。すなわち、裁判官のうちから三人の委員を選出し、その委員会において、部の裁判があつても、基本法問題の解明も期待されず、又、部の裁判を拒否しても、当事者に重大にしてさける事の出来ない不利益を生ぜしめないと認めたような場合には、委員一致の決定により、事件を却下することができるとした。

(6) 裁判の機械化を図るために、録音ステノタイプを備え付けることとした。憲法裁判については、経験がなかつたため、当初の間は、合議はそこぶる困難であったが、当今においてはそのようなことはなくなつた。共産党の違憲事件について

例もある。
○イタリア
会談日時 昭和三二年一〇月二八
会談相手 イタリア憲法裁判所
会談要点
(1) 憲法裁判所は、国会の議決による裁判官の任命が遅れたため、一九五六年二月発足した。
(2) 憲法裁判所は、十五名の裁判官をもつて構成する。定足数は十一名である。
(3) 憲法裁判所は、國法又は州法の違憲性問題
(a) 大統領及び大臣に対する彈劾
(b) 権限争議
(c) 通常裁判所の訴訟において、憲法問題をふくむものと認められた場合
(d) 通常裁判所の訴訟において、憲法裁判所の違憲判決は、憲法の規定により、一般的効力をもち、官報に掲載公布される。

二五、ローマ
会談日時 昭和三二年一〇月二八
会談相手 破棄院エウラ院長他多數の裁判官
会談要点
(1) 破棄院は民事三部、刑事三部の六部、一二〇人の裁判官から構成されているが、各部には二〇名の裁判官が配置されている。
(2) 民刑連合部は、民事部、刑事部から選出された七名ずつで構成される。連合部は、特に重大な事件又は民刑各部の意見が一致しないときに開かれることもある。
○イタリア
会談日時 昭和三二年一〇月二九
会談相手 訟務官スコカ長官他訟務官数名
会談要点
(1) 訟務官及び訟務官は、總理府に所属するものであり、いずれも弁護士の資格をもつておる。合議体の定足数は七名である。しかして、残り三名の裁判官は、事件の準備、判決の作成事務にたずさわっている。

二六、ローマ
会談日時 昭和三二年一〇月二九
会談相手 訟務官スコカ長官他訟務官数名
会談要点
(1) 訟務官及び訟務官は、總理府に所属するものであり、いずれも弁護士の資格をもつておる。

- (2) 訟務所の地方部局は全国高等裁判所所在地二五箇所に設けられており、その員の数は二四〇名に達している。
- (3) 訟務所の事務としては、國を当事者とする訴訟（例えば、国有財産に関する紛争）について、國の代表者となる。
- (4) 公務上問題となつた公務員の弁護士の刑事事件の弁護を担当する。
- (4) イタリアにおける訴訟の処理期間は三年位かかるものもあるが、おおむね平均すれば一年位であろう。
- (5) 一般民間の弁護士は、全国で約三万人おり、法律にもとづく弁護士会に所属し、弁護士会は弁護士に対し懲戒権をもつてゐる。
- (6) 法律扶助としては、各高等裁判所所在地ごとに設けられた委員会（裁判官、弁護士等）が組織される。で必要と認めたものに限つて、国選弁護人を付することにしている。

- 第五** 連邦憲法裁判所裁判官ユリウス・フェデラー博士講演
連邦憲法裁判所
連邦憲法裁判所
(専門員 小林 貞一)
一九四九年五月二三日基本法という形でドイツ連邦共和国に与えられたドイツ国家体制は、連邦国家的、民主主義的、法治国的なものでなければならないことになつてゐる。憲法改正の際にも廃除することができない基本原則となつてゐる（訳者註、基本法七九三）。
基本法二〇条は、つぎのように規定してゐる。
「ドイツ連邦共和国は、民主主義的、社会主義的な連邦国家である。すべての國權力は國民に由來する。この國權力は選舉及び投票による。この國權力は選舉及び投票によつて行使される。立法は合憲秩序に、行政及び裁判は法に拘束される。」
基本法は、權力分立制度にこそ、とくに、法治国秩序の現実的保障があるものとしている。國家権力を、国会、内閣、裁判所といふ別々の機関により行使される。

能に分割するということは、勿論、絶対的分離を生ぜしめるのでなく、三権の相互の抑制及び均衡（checks and balance）を生ぜしめるものである。この意味において、權力の衡量的均齊と調和的協力を確保することは、基本法起草者の最も重要な使命の一つである。

基本法の創定者は、最近のドイツに於いて過去の経験からこの理論を引きだそうと試みた。ワイマール共和国の議会は、段々と多くの党派に分れ、急進的煽動政治家に引き渡され、そして遂には、もはや、行動能力ある政府を形成する状態ではなくなつてしまい、そ敵対するような政党の禁止を可能ならしめるとともに、政府の安定性を確保し、かつ連邦議会にいわゆる建設的不信任投票決議の結果、ナチス政体は、不正な統統をおくという役割を、たやすく、結果をしてしまつた。基本法は、憲法に規定してゐる。

連邦憲法裁判所の制度及び手続は、一九五一年五月一二日の連邦憲法裁判所法及び一九五六六年七月二日の改正法において規定されている。連邦憲法裁判所は、すべて他の憲法上の機関に従属しない独立の連邦裁判所である（連邦憲法裁判所法一条）。

この裁判所は、法律上の争訟についてだけ判決するので、たゞ、その争訟がなお政治的に非常に重要な意義をもつとしても、やはり、眞の裁判所である。

連邦憲法裁判所はその活動の始まりにあたつて、すでに、きわめて明瞭に、つぎのように宣言したのである。すなわち、「社会的正義、自由、平等、公平の理念に合致する法を創定することこそ、立法的機関ではないし、また、立法者的地位に代ることがこの裁判所の本分でもない。それ故に、連

邦憲法裁判所は、単に、争われてゐる法規の合法性をのみ審査するもので、その合目的性を審査するものでもないし、又、立法者がその委ねられた才量を、「正しく」利用したかどうかについて、判断する権限をもつてゐるものでもない。連邦憲法裁判所は裁判所である。然しながら、同時にまた、連邦大統領、連邦議会、連邦参議院（ラントの代表）、連邦内閣と並列する連邦の最高憲法機関である。

連邦憲法裁判所の裁判は連邦及ぶラントの憲法上の機関及びすべての裁判所や官庁を拘束し、一定の場合には、法律の効力をもつ（連邦憲法裁判所法第三一条）。

わが同僚フリーゼンハーベン教授が、憲法裁判権の本質と限界（スイス法雑誌N.F.、第七三卷二号一九五四年）に関する、とくに、一説の価値ある論説において、明示しているように、憲法裁判権は憲法及びその保護に関するすべての裁判活動ではなく、むしろ、憲法の特殊の保護に奉仕する特別の憲法裁判所、或いは、特別の手続きによって行使せられる裁判権である。すなわち、憲法裁判権は、憲法上定められている国家機関の行動の枠が維持されるよう国家機関の行為を監督するものである。このような裁判権の可能な場合は、憲法裁判権といふ、「種々変色しやすい」概念から導かれるものではない。むしろ、如何なる争訟が憲法裁判権に服すべきかは、国家の憲定法がこれを決定するものである。

二七、
会談日時 昭和三十二年一〇月一九日(火)正午
会談相手 ゴネラ司法大臣他各局
会談長 調査課長
会談要点 司法大臣の歓迎挨拶後カクテルパーティに入り、歓談した。

この権限の範囲に付いては、他の国の憲法裁判所、例えば、スイス連邦裁判所、オーストリア憲法裁判所、アメリカ合衆国の最高裁判所のもつ管轄権を凌駕するものである。

この権限の範囲に付いては、他の裁判所の外に、憲法上の争訟に付いては、連邦憲法裁判所を創設し、この裁判所に、ワーマール憲法のドイツ国時代の旧国家裁判所の権限よりも大きい権限を賦与した。

在の連邦財政裁判所、カッセル所在の連邦労働裁判所及び連邦社会裁判所の外に、憲法上の争訟に付いては、連邦憲法裁判所を創設し、この裁判所に、ワーマール憲法のドイツ国時代の旧国家裁判所の権限よりも大きい権限を賦与した。

この権限の範囲に付いては、他の裁判所の外に、憲法上の争訟に付いては、連邦憲法裁判所を創設し、この裁判所に、ワーマール憲法のドイツ国時代の旧国家裁判所の権限よりも大きい権限を賦与した。

すでに述べたように、基本法は憲法裁判権を、きわめて広い範囲において、規定しているのである。まだ終極的に決定してはいないが、管轄権のカタログは（連邦憲法裁判所法第一三條）、十四個の別異の場合及び憲法争訟の手続を含んでいる。その核心をなすものは、憲法上の機関相互間の権限に関する機関争訟（Organstreitigkeiten）、法規範調制（Normenkontrolle）、法律の合憲性の審査及び国家機関による国民の権利の侵害に対する国民の最終的救済としての憲法異議（Verfassungsbeschwerde）である。

連邦憲法裁判所は、最高連邦機関の権利義務に関する争訟、連邦および諸ラント間の憲法に則した権利義務に関する意見の不一致、及びその他、連邦及びラント間、諸ラント相互の間ににおける他の公法上の争訟及び他の法的手段のない場合における一ラント内の他の公法上の争訟を裁判する。

連邦憲法裁判所は、いわゆる抽象的法規範調制（abstrakte Normenkontrolle）によって、連邦政府、ラント政府、あるいは連邦議会の三分の一の議員の申出にもとづき、連邦法、或は、ラント法が基本法に、ラント法がその他の連邦法に、合致しているかどうかを裁判しなければならない。裁判所は、取消をもとめられた規定の合憲性あるいは合法性を、単純多数決によつて、否定するときは、法律の効力をもつて、その無効を認するのである。

所は、その判決の基準となる連邦法、あるいは、ラント法が基本法と、或は、ラント法がある連邦法規と、合致しないものと料する場合には、連邦憲法裁判所に、これを申出でなければならない。この場合には、各裁判所は、法律の有効性に関する連邦憲法裁判所の判決が下るまで、その手続を中断するものとする。いわゆる具体的法規範調制（Konkrete Normenkontrolle）に対するこの管轄は、

ひとり、連邦憲法裁判所のみが、法律の違憲、従つて、その無効を宣言する権限を有する。という憲法に設けられた原則から生ずる。

同様に、連邦憲法裁判所は、ある裁判所の申出にもとづき、国際法の規定が連邦法の構成部分であるかどうか、及び個人に対して直接の権利義務を発生せしめるかどうかにつき疑ある場合、これを裁判する。

連邦憲法裁判所は、基本第一八条に従い、自由主義的民主主義的基本秩序に反する闘争のために基本権を濫用する者に對して、その特定の基本権の失効を宣言し、もつて、民主主義国家の保護に奉仕する。

基本法第二条二項によれば、連邦憲法裁判所は、その目的又は党員の行動に従い、自由主義的民主主義基本秩序を侵害し、排除され、或は、ドイツ連邦共和国の存立を危くするような党派に対し、違憲、解散、代替組織の禁止及び財産没収を宣言することになつてゐる。憲法異議は、法的手段が

いる。裁判所は、一九五二年に連邦あるいは、ヒットラーの国家社会党と本質を同じうする社会主義国家党に対し、また、一九五六には、ドイツ共産党に対し、このような禁止を宣言した。更に、連邦憲法裁判所は、連邦議会に対する選舉審査の場合は、各裁判所は、法律の有効性に関する連邦憲法裁判所の判決が下るまで、その手続を中断するものとする。いわゆる具体的法規範調制（Konkrete Normenkontrolle）に対するこの管轄は、

ひとつ、連邦憲法裁判所のみが、法律の違憲、従つて、その無効を宣言する権限を有する。という憲法の解釈に際し、連邦憲法裁判所、或は、他のラントの憲法裁判所の裁判と意見を異にしようとする場合には、連邦憲法裁判所の判決を認めなければならぬ（基本法第一〇条三項）。更に、連邦憲法裁判所は、連邦法としての法の存続効力に関する意見不一致につき、裁判し（基本法第一二三條以下）、又、シェレスヴァーハルスターインのラント条例の場合のように、ラントの法律により、連邦憲法裁判所に裁判が委託されている場合には、ある程度、ラント内の憲法裁判所として、ラント内の憲法争議につき、裁判する。

個々の市民が連邦憲法裁判所に求めることのできる法的救済は、憲法異議（Verfassungsbeschwerde）である（連邦憲法裁判所法第九〇条以下）。何人も、公権力に主張する基本秩序を侵害し、排除され、或は、ドイツ連邦共和国の存立を危くするような党派に対し、違憲、解散、代替組織の禁止及び財産没収を宣言することになつてゐる。憲法異議は、法的手段が

ついた場合のみ、はじめて、許される。しかし、連邦憲法裁判所は、すでに提起された憲法異議につき、それが公共的意義をもつ場合、もしくは、あらかじめ他の法的手段を命ぜられると、異議申立て人に重大なしかも避けることのできない損害が生ずるかもしれない場合には、直ちに、裁判官がこの救済手段の価値については、繫属中の憲法異議が裁判されるとき、はじめて、終局的判断が可能となるであろう。すなわち、憲法異議については、第一部が、その負担過重のゆえに、他の手続によつて改めることができなかつたようである。

現在、すでに、明かとなつてゐるこの弊害、ことに、訴訟好きな人によつてなされる無費用の憲法異議の濫用を防止するために、管轄部の三人の裁判官から構成される委員会による憲法異議の予備審査制度が、一九五六年七月二二日の法律により、採用された。判決からも、憲法上の問題の解明を期待できないし、或は、本案判決を拒絶しても、異議申立人に重大なしかも避けがたい損害が生じない場合には、この委員会は全員一致の決定により、憲法異議を却下することができる（証言証、改正法条a）。すでに、憲法異議に対する考え方があらわされている場合に

は、委員会の決定には、更にそれ以上の理由を必要としない（証言証、改正法アルティケル一ノ一〇一第二四条）。

連邦憲法裁判所は、二重の裁判所である。これは二つの独立した部から構成されているが、各部には、はじめ、各々一二名の裁判官がいた。現在は、それぞれ、一〇名の裁判官がおり、一九五六年の改正法により、一九五九年八月三一日（証言証、九月一日からである、と思）からは八名の裁判官で間に合せねばならない。裁判官は、特定の第一若しくは第二の一部に任命され、他の部を代理して協力することもできないし、或いは、双方の部に分担されている。また、一部の管轄は分離する。すなわち、管轄は法律により、双方の部に交換することができる。第一部（基本権部）には、主として、基本権侵害についての規範調査手続及び憲法異議がわりてらる。また、一部の管轄は分離する。すなわち、管轄は法律により、双方の部に分担されている。

第一部（基本権部）には、主として、基本権侵害についての規範調査手続及び憲法異議がわりてらる。第一部（連邦・ラント部）には、とくに、機関争議がわりてらる。Geiger, D&V, 1952 S. 481 ff. 484).しかし、連邦憲法裁判所連合部は、一方の部の継続的な負担過重を軽減するため、必要があると認められる場合には、この事務分担を変更することができ

判官の官職、或いは、高級行政職務の資格を必要とし、公法上の特別知識にすぐれていなければならず、かつ、公的生活(öffentliches Leben)の経験をへていなければならぬ。この裁判官の半数は、連邦議会及び連邦参議院により選出される。各部の各八名一将来一法律アルティケルー／＼三—第四条工)、各部のその他の五名の裁判官は、地方裁判所裁判官、大学教授、大臣、行政官、弁護士等から選出することができる。(たゞえば、現在の憲法裁判所長官、第一部裁判長であるヨフセ・ヴィントリッヒ博士は、元ミンヘンの高等裁判所長官であり、また、バイエルンの憲法裁判所の長官代理であつた。副長官であり、第二部裁判長である、ルドルフ・カツツ博士は、シヨレスヴィッヒー・ホルステイン邦の司法長官であつた。これらの裁判官の任期は八年である。ただ、その例外として、一九五一年の最初の選任の際は、各部の四名の裁判官は、單に四年の任期で選任された(訳者註、第四条工)。かくて、その後の四年毎の選任の際には、任期を定めて選任された裁判官の半数のみが新たに選任され、裁判の連續性が容易に確保されたり、また、四年ごとに選挙される各連邦議会は憲法裁判所の人的構成にその影響を与えることができるのである。

連邦議会により任命される裁判官は、連邦議会から選ばれた一二名の選挙人の間接投票により、少とも、八票をもつて選挙される。連邦参議院により任命される裁判官は、直接投票で三分の二の多数を以つて選挙される。二ヵ月以内に選挙が行われないと、連邦憲法裁判所の手続について連邦憲法裁判所は、連邦裁判所構成法及訴訟法の原則が、憲法上の争訟の特殊性に準用しうる限り、これららの原則に従うのである。通常の場合、連邦憲法裁判所における手続は、つきのように進行する。当事者の申立は、理由を付した書面によつて、裁判所に提出され、そして相手方及びその他の利害関係人にその意見を求めるために、送達される。多くの書面が交換され、事件が充分に準備されると、公判期日が指定される。公判においては、利害関係人は、自己の法律的見解を口頭で陳述し、相手方の陳述に対し態度を決定することができる。部は、口頭弁論にもとづき、秘密の合議及び表決によって判決を下す。判決が書面に作成され、理由が付せられ、全裁判官により、署名されると、判決は、新規日において、言渡される。多數決により否決された裁判官も、やはり、判決に署名する。

U・S・Aの連邦最高裁判所の憲

官は、連邦議会から選ばれた一二名の選挙人の間接投票により、少とも、八票をもつて選挙される。連邦参議院により任命される裁判官は、直接投票で三分の二の多数を以つて選挙される。二ヵ月以内に選挙が行われないと、連邦憲法裁判所の手続について連邦憲法裁判所は、連邦裁判所構成法及訴訟法の原則が、憲法上の争訟の特殊性に準用しうる限り、これららの原則に従うのである。通常の場合、連邦憲法裁判所における手續は、つきのように進行する。当事者の申立は、理由を付した書面によつて、裁判所に提出され、そして相手方及びその他の利害関係人にその意見を求めるために、送達される。多くの書面が交換され、事件が充分に準備されると、公判期日が指定される。公判においては、利害関係人は、自己の法律的見解を口頭で陳述し、相手方の陳述に対し態度を決定することができる。部は、口頭弁論にもとづき、秘密の合議及び表決によって判決を下す。判決が書面に作成され、理由が付せられ、全裁判官により、署名されると、判決は、新規日において、言渡される。多數決により否決された裁判官も、やはり、判決に署名する。

U・S・Aの連邦最高裁判所の憲

行と異つて、裁判官は少數意見(dissenting opinions)を表明する」とはできない。せいぜい、その特別表决を秘密の裁判行為に寄託することができるにすぎない。

残念ながら、この短い講演では、この裁判所により解決された興味ある憲法争議に関連する法律規定の成果と問題点を、諸君にのべる時間は許されていない。それをのべることによつてのみ、はじめ、おそらく、諸君に、無味乾燥、複雑なものではなくなるようこの裁判所の使命と建設に關する説明が、精彩をおびてくるであろう。

連邦憲法裁判所が活動をはじめたからまだ六年にもならないのに、(一九五七年、四月三〇日現在)、四三九七件の事件が繫属している。裁判所は、そのうち三六八七件を、解決することができた。すなわち、二七二四件は判決によつて、一〇七三件はその他の方法によつて解决することができた。目下、なお、七一〇件が繫属中である。

この中には、三六八五件の憲法異議がふくまれているが、そのうち、二三一四件は判決によつて、八三九件は他の方法によつて解决されている。五三二件が解決されている。五三二件の憲法異議がなお繫属中である。さらに、大部分の憲法異議は、形式違反、不適法、時期におけるもの、明らかに理由がないものとして、裁判所の全員一致の決定、または、最近、予備審査委員会の全員一致の決定

により、却下された(第二四条及び第九一条a)。また、多くの事件が、相当な忠告もとづき、異議申立てにより撤回された。

連邦憲法裁判所が五年半のその存続期間に下した最も重要な裁判はすでに五卷に達している。その中には、憲法及び国家生活と、特に結合される根柢となつた西南省の効力に関するもの、連邦議会の領域の新編成のためにする国民の要望に関するもの、ラント間の経済協約に関するもの、連邦議会の事務規則に関するもの、連邦及び諸邦の選挙法に関するもの、国際的協定(たとえば、一九五四年のザール条例に関する協定、あるいは、一九三三年に締結されたドイツと国と教皇間の条約(Reichskonkordat))の効力に関するもの、崩壊により地位を失つた官吏、用員、職業軍人の法的地位に関するもの、婚姻及び親族法における両性の同権に関するもの等はそうである。これらの及び他の多くの判決においては、利害関係人は、自己の法律的見解を口頭で陳述し、相手方の陳述に対し態度を決定することができる。部は、口頭弁論にもとづき、秘密の合議及び表決によって判決を下す。判決が書面に作成され、理由が付せられ、全裁判官により、署名されると、判決は、新規日において、言渡される。多數決により否決された裁判官も、やはり、判決に署名する。

U・S・Aの連邦最高裁判所の憲

により、却下された(第二四条及び第九一条a)。また、多くの事件が、相当な忠告もとづき、異議申立てにより撤回された。

連邦憲法裁判所が五年半のその存続期間に下した最も重要な裁判はすでに五卷に達している。その中には、憲法及び国家生活と、特に結合される根柢となつた西南省の効力に関するもの、連邦議会の領域の新編成のためにする国民の要望に関するもの、ラント間の経済協約に関するもの、連邦議会の事務規則に関するもの、連邦及び諸邦の選挙法に関するもの、国際的協定(たとえば、一九五四年のザール条例に関する協定、あるいは、一九三三年に締結されたドイツと国と教皇間の条約(Reichskonkordat))の効力に関するもの、崩壊により地位を失つた官吏、用員、職業軍人の法的地位に関するもの、婚姻及び親族法における両性の同権に関するもの等はそうである。これらの及び他の多くの判決においては、利害関係人は、自己の法律的見解を口頭で陳述し、相手方の陳述に対し態度を決定することができる。部は、口頭弁論にもとづき、秘密の合議及び表決によって判決を下す。判決が書面に作成され、理由が付せられ、全裁判官により、署名されると、判決は、新規日において、言渡される。多數決により否決された裁判官も、やはり、判決に署名する。

U・S・Aの連邦最高裁判所の憲

「日本と米・英は、法体系を異にしている。この相異は、法の運営に關係のある

「法律学教育及び研究」

「裁判制度及び組織(審級問題、中間裁判所問題、最高裁判所裁判官の數及び部の問題)」

「弁護士、検察官、裁判官等法曹の養成」

「法曹二元」

等々につき、相当の差異を生ぜしめるものではあるまい。このようないい問題点を十分、みきわめた上で、最高裁判所機構改革を検討すべきではあるまい。

このようないい問題に關連し、西ドイツ(連邦裁判所)では「日本の裁判組織は、胴体である下級裁判所はドイツ式、頭である最高裁判所はアメリカ式となつてゐるから、その運営にこまとはしないか」と批評していた。もつとも、西ドイツのような、四つの専門的各種裁判所と通常裁判所と憲法裁判所合計六種の裁判所という裁判組織も、いささか、分析マニヤの弊に陥じてゐるようと思われる。現に、その欠陥と悩みを告白していだた。

また、大陸法系に属する西ドイツ連邦裁判官は、現在、九十六人(次司法年度からは、百人をこえることになつてゐる)、仏蘭西裁判官は八十二人、伊破葉院裁判官は百二十人であり、民、刑事、その他の部にわかれて審判にあつてゐる。

しかるに、アングロ・サクソン万件というような現象はあまり名誉なことではないのみならず、基本人権の侵害である。(仏、伊のように、最高裁判所未済事件一万五千件、三

法系に属する、米においては、州

最高裁判所裁判官は、おおむね、七人、連邦最高裁判所裁判官は、九人ワン・ベンチで、英枢密院司法委員会は五人、貴族院司法委員会は五人、ないし、三人ワン・ベンチで、審判にあたつてゐる。

このように、大陸法系の最高裁判所は八十人以上百二十人という

多数裁判官で構成され、数部にわかれて審判しているのに、アングロ・サクソン法系の最高裁判所は、五人ないし九人という少数裁判官で構成せられ、ワン・ベンチで審判する、というような裁判組織の重大な差異は、そもそも、何に起因するものなのであるか。今後、四年以上未解決の事件は民事九八件、刑事四九件、計一四七件、三年以上未解決の事件は民刑事合計二六五件であつた。

このたびの調査においても、米加州において、九年以上かかつている刑事案件、西ドイツ憲法裁判院において、定足制を、常時、フルに活用していることは、注意すべき点であると思う。

四、西ドイツ連邦裁判所の「民、刑事大部」及び「連合大部」の構想及び運用について、調査研究する

三、米マサチュセット州最高裁判所、西ドイツ連邦裁判所及び伊破葉院において、定足制を、常時、フルに活用していることは、注意すべき点であると思う。

四、西ドイツ連邦裁判所の「民、刑事大部」及び「連合大部」の構想及び運用について、調査研究する

三、米マサチュセット州最高裁判所、西ドイツ連邦裁判所合計六種の裁判所という裁判組織も、いささか、分析マニヤの弊に陥じてゐるようと思われる。現に、その欠陥と悩みを告白していだた。

また、大陸法系に属する西ドイツ連邦裁判官は、現在、九十六人(次司法年度からは、百人をこえることになつてゐる)、仏蘭西裁判官は八十二人、伊破葉院裁判官は百二十人であり、民、刑事、その他の部にわかれて審判にあつてゐる。

しかるに、アングロ・サクソン万件というような現象はあまり名譽なことではないのみならず、基本人権の侵害である。(仏、伊のように、最高裁判所未済事件一万五千件、三

関係をもつ国家事務である以上、能率化とスピード化は、その生命でなければならない。歐米では四年も五年もかかる裁判は裁判でないと、されてゐる。

しかし、万国に通ずる金言であり、裁判の鉄則でなければならない。

しかるに、我が最高裁判所においては、昭和三十二年一月現在、四年以上未解決の事件は民事九八件、刑事四九件、計一四七件、三年以上未解決の事件は民刑事合計二六五件であつた。

このたびの調査においても、米加州において、九年以上かかつている刑事案件、西ドイツ連邦裁判院において、定足制を、常時、フルに活用していることは、注意すべき点であると思う。

四、西ドイツ連邦裁判所の「民、刑事大部」及び「連合大部」の構想及び運用について、調査研究する

三、米マサチュセット州最高裁判所、西ドイツ連邦裁判所合計六種の裁判所という裁判組織も、いささか、分析マニヤの弊に陥じてゐるようと思われる。現に、その欠陥と悩みを告白していだた。

また、大陸法系に属する西ドイツ連邦裁判官は、現在、九十六人(次司法年度からは、百人をこえることになつてゐる)、仏蘭西裁判官は八十二人、伊破葉院裁判官は百二十人であり、民、刑事、その他の部にわかれて審判にあつてゐる。

しかるに、アングロ・サクソン万件というような現象はあまり名譽なことではないのみならず、基本人権の侵害である。(仏、伊のように、最高裁判所未済事件一万五千件、三

日公布、施行せられたものであるが、われわれが、最高裁判所の機構改革を考案する場合にも、若干参考となるものをふくんでいると思われるとあるから、急遽、翻訳したものである。

連邦憲法裁判所に関する法律の改正法(一九五六年七月二二日付)

第一条
一九五一年三月一二日付連邦憲法裁判所に関する法律を次のとおり改正する。

第二条 (1) 連邦憲法裁判所は、一部をもつて構成する。

(2) 各部には、八名の裁判官が選出される。

第三条 第四項に次の後段を加える。

連邦憲法裁判所裁判官の職務は、法科大学教員としての職務に優先する。

第四条 第一項は次のとおりとする。

(1) 各部の裁判官三名は、上級連邦裁判所裁判官のうちから、その裁判所裁判官の任期をもつて選出される。選出されるべき裁判官は、すくなくとも三年間、上級連邦裁判所に在職していた者でなければならない。

第五条 第一項は次のとおりとする。

(1) 各部の裁判官は、その半数まで、それぞれ連邦議会及び連邦参議院によつて選出される。任期を定めて選出される裁判官のうち三名は、の選出機関によつて選出され、二名は他の選出機

関によつて選出され、上級連邦裁判所裁判官の任期をもつて選任される裁判官のうち一名は、の選出機関によつて選出され、二名は他の選出機関によつて選出される。

裁判所裁判官の任期をもつて選任される裁判官のうち一名は、の選出機関によつて選出され、二名は他の選出機関によつて選出される。

裁判所裁判官として選出され、三名を提案しなければならない。同時に多数の裁判官を選ばれる。一名の裁判官が選出されるべき場合には、連邦憲法裁判所は、三名を提案しなければならない。同時に多数の裁判官を選ばれる。裁判所裁判官として選出され、三名を提案しなければ

裁判所裁判官として選出され、三名を提案しなければならない。

ならない。第十六条第二項は、この場合に準用する。

- (3) 連邦参議院によつて裁判官を選出する場合には、第一項及び第二項を適用する。ただし、選舉委員の最年長者は連邦参議院議長又はその代理者と読み替える。

- (4) 連邦憲法裁判所が提案しない者を選出する選出機関の権限は妨げられない。

- (5) 第十四条は次のとおりとする。

- (6) 第十四条(1) 連邦憲法裁判所第一部は、規範調制手続(Normen-Kontrollverfahren)(第十三、第六号及び第十一号)とともに、ある法規が基本人権なし基本法第三十三条、第百三条及び第一百四条にもとづく権利と適合しない旨主張せられた場合並びに憲法異議につき、管轄権を有する。ただし、第九十一条及び選挙法の分野の憲法異議については、この限りでない。

- (7) 連邦憲法裁判所第二部は、第十三条第一号ないし第五号、第七号ないし第九号、第十二号及び第十四号の場合並びに第一部の管轄に属さない規範調制手続及び憲法異議につき、管轄権を有する。

- (8) 第十三条第十号及び第十三号の場合においては、部の管轄権は、第一項及び第二項の定めるところにより決定される。

- (9) 第十三条第十号及び第十三号のためやむをえない場合には、連邦憲法裁判所連合部は、次年度から効力を発するものとして、

第一項ないし第三項と異なる管轄権を定めることができる。この場合に準用する。

- (10) 第二十四条は次のとおりとする。

- (11) いすれの部が管轄権を有するかにつき疑わしい場合には、長官、長官代理及び各部から二名づつ議務年度を任期として任命された裁判官四名をもつて構成される委員会が決定する。委員会の意見が可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- (12) 第十五条は次のとおりとする。

- (13) 第十五条(1) 連邦憲法裁判所長官及び長官代理は、その属する部の裁判長となる。長官及び長官代理は、その部の最年長の出席裁判官によつて代理される。

- (14) 各部は、すくなくとも六名の裁判官が出席している場合に、申立の相手方に不利益な裁判をすることができる。第十三条第一号、第二号、第四号及び第九号に該当する手続において、申立の相手方に不利な裁判をするには、部の構成員の三分の二の多数でなければならぬ。その他の場合においては、法律に別段の定がない限り、裁判に閑与した部の裁判官の多数により裁判する。部の意見が可否同数のときは、連邦基本法違反又は連邦法違反を確定することができる。

- (15) 第十六条は次のとおりとする。

- (16) 第三十八条第二項は次のとおりとする。

- (17) 第三十八条第二項は次のとおりとする。

b) 第三項及び第四項は削除する。

- (18) 第二十四条 不適式、不適法、時期に遅れ又は明らかに理由がない申立及び明らかな無権利者の申立は、裁判所の全員一致による決定で却下することができ。その決定には、申立人に、その申立の適法又は理由具備について、すでに裁判所の考案が示されている場合には、その他の理由を附することを要しない。

- (19) 第三十条第一項は次のとおりとする。

- (20) 第一項は次のとおりとする。

- (21) 連邦憲法裁判所は、秘密の合議により弁論の内容及び証拠調査の結果にもとづく自由心証に従い、裁判するものとする。その裁判は、文書に作成され、理由を附され、かつ、判決に閑与した裁判官によつて署名されなければならない。裁判は、口頭弁論が開かれた場合には、遅くとも、口頭弁論において告げられた三箇月以内の言渡期日に、裁判の理由の要旨を告げ、公開の上言い渡さなければならない。

- (22) 第二項は次のとおりとする。

- (23) 第二項は次のとおりとする。

- (24) 第二項は次のとおりとする。

- (25) 第二項は次のとおりとする。

- (26) 第二項は次のとおりとする。

- (27) 第二項は次のとおりとする。

- (28) 第二項は次のとおりとする。

- (29) 第二項は次のとおりとする。

- (30) 第二項は次のとおりとする。

- (31) 第二項は次のとおりとする。

- (32) 第二項は次のとおりとする。

- (33) 第二項は次のとおりとする。

- (34) 第二項は次のとおりとする。

- (35) 第二項は次のとおりとする。

- (36) 第二項は次のとおりとする。

- (37) 第二項は次のとおりとする。

判決につき管轄を有しない部の裁判官一名に委ねられなければならない。

- (38) 第五十四条第二項は次のとおりとする。

- (39) 予審の実施は、本案判決につき管轄を有しない部の裁判官一名に委ねられなければならない。

- (40) 第六十四条第三項の規定は、邦法に特別の規定がない限り、準用される。

- (41) 第八十一条は次のとおりとする。

- (42) 第六十四条第三項の規定は、邦法に特別の規定がない限り、準用される。

- (43) 第八十条(1) 連邦基本法第百条第一項の条件が備わる場合においては、裁判所は、直接、連邦憲法裁判所の裁判を求めるものとする。

- (44) 第八十二条第一項は次のとおりとする。

- (45) 第八十二条第一項は次のとおりとする。

- (46) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (47) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (48) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (49) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (50) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (51) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (52) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (53) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (54) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (55) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (56) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (57) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

か否か、どのように適用したか並びにこれに関連するいかなる法律問題が存するかを、報告するものとする。管轄権を有する裁判所の上級連邦裁判所は、事務配分上、上告提起の場合に事案につき裁判管轄を有すべき部の意見を提示することができ。連邦憲法裁判所は、第七十七条に掲げられた憲法機関並びに第八十二条第三項に掲げられた関係人に対し、通知をするものとする。

- (58) 第五十四条第二項は次のとおりとする。

- (59) 予審の実施は、本案判決につき管轄を有しない部の裁判官一名に委ねられなければならない。

- (60) 第六十四条第三項の規定は、邦法に特別の規定がない限り、準用される。

- (61) 第八十条(1) 連邦基本法第百条第一項の条件が備わる場合においては、裁判所は、直接、連邦最高裁判所を邦最高裁判所と読み替えて第四項を準用する。

- (62) 第八十二条第一項は次のとおりとする。

- (63) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (64) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (65) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (66) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (67) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (68) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (69) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (70) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (71) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (72) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (73) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (74) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (75) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (76) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

- (77) 第九十二条第一項は次のとおりとする。

とのできない不利益を受けない

ときは、全員一致による決定で、憲法異議を却下することができる。委員会の意見が一致しないときは、その部は、これを理由として、単純多数決をもつて、憲法異議を却下することができる。

(3) 第二十四条第二段を準用する。

第十五十三条第一項は次のとおりとする。

(1) 憲法異議は、一箇月以内に提起されなければならない。この期間は、準拠となる手続規定上職権によつてなされる完全な形式で作成された裁判の送達又は無形式の通知をもつて始まる。

その他の場合においては、期間は裁判の告知をもつて始まり、裁判が告知されない場合には、準拠立人に対する通知をもつて始まる。この場合において、完全な形式で作成された裁判の写しが異議申立てに付与されていないときは、第一段の期間は、異議申立て人が書面により又は事務局の記録により、その裁判の付与を申し出でた場合に、中断されるものとする。期間の中止は、完全な形式の裁判が裁判所により異議申立て人に付与され又は職権により若しくは異議手続関係人により送達されるまで、絶続する。

第十九条は削除する。

(訳者註) 第九十七条は勧告意見に関する規定であ

20

第九十八条第一段は次のとおりとする。

上級連邦裁判所の任期をもつて任命された連邦憲法裁判所裁判官が、常に達したため退職し、又は、勤務不能により退職を命ぜられるときは、連邦憲法裁判所構成員の俸給に関する法律にもとづき、最後に受けた俸給額を基礎として、恩給を受ける。

第十九条第一項は次のとおりとする。

(1) 任期を定めて選出された連邦

憲法裁判所裁判官は、次の場合において退職する。

1、五十八歳に達し、かつ、再選されない者が、その任期を終了した場合

2、勤務不能により退職を命ぜられた場合

3、六十二歳に達し、かつ、憲法裁判所裁判官として、すぐなくとも、八年在職した者が、勤務不能の証明なしに依頼による退職を命ぜられた場合

4、任期を定めて選出された連邦

憲法裁判所裁判官として、すぐなくとも、八年在職した者が、勤務不能の証明なしに依頼による退職を命ぜられた場合

5、第一項による手続開始後、連邦

憲法裁判所連合部は、かりに、その裁判官を免職することができる。裁判官の犯罪又は違反行為につき公判が開始されたとき、また同様とする。仮免職は、三分の二の裁判官の同意を要する。

(2) 連邦憲法裁判所裁判官としての官職が終了するときは、その官吏又は裁判官は、他の官職に転じない限り、官吏又は裁判官として勤務関係から離れ、連邦憲法裁判所裁判官としての勤務年限を通算した從前の官職において受けるべき恩給を受ける。

連邦官吏又は連邦裁判官でない裁判所構成員の俸給に関する法律にもとづく俸給額に相当する金額を、一年間、退職手当として受けれる。第十九条による退職の場合には、適用しない。

第一百条第一項は削除する。從前

つた。

の第三項は第二項となり、次のとおりとする。

(2) 死亡時退職手当を受けていた連邦憲法裁判所元裁判官の遺族は、死亡の月に続く三箇月間、死亡した裁判官に帰属すべき退職手当を死亡手当として受け、その後は、退職手当を受領期

とす。

第一百一条第一項及び第二項は次のとおりとする。

(1) 任期を定めて連邦憲法裁判所に選出された官吏又は裁判官は、任命と同時に、従前の官職から離れる。官吏又は裁判官としての勤務關係にもとづく権利及び義務は、連邦憲法裁判所裁判官在任期間中、休止する。傷害を受けた官吏又は裁判官の治療措置請求権は、妨げられない。

第一百一条第一項及び第二項は次のとおりとする。

1、継続的勤務不能の理由により、連邦憲法裁判所裁判官を退職させ、又は、その裁判官がこの法律にもとづき恩給請求権を有しない場合に、任期満了前、その勤務關係の終了を宣言すること

2、勤務不能により退職を命ぜられた場合

3、六十二歳に達し、かつ、憲法裁判所裁判官として、すぐなくとも、八年在職した者が、勤務不能の証明なしに依頼による退職を命ぜられた場合

4、任期を定めて選出された連邦

憲法裁判所裁判官として、すぐなくとも、八年在職した者が、勤務不能の証明なしに依頼による退職を命ぜられた場合

5、第一項による手続開始後、連邦

憲法裁判所連合部は、かりに、その裁判官を免職することができる。裁判官の犯罪又は違反行為につき公判が開始されたとき、また同様とする。仮免職は、三分の二の裁判官の同意を要する。

(2) 連邦憲法裁判所に關する法律

の在留期間中、休止する。大学教員としての勤務關係にもとづく給与のうち三分の二は、連邦憲法裁判官として帰属する給与に算入される。連邦は、大学教員の勤務上の長に対し、教員の代理に

よりその官職を離れる裁判官の後任としては、連邦議会及び連邦參議院によって、それぞれ一名づつの裁判官が、七年の任期をもつて、各部に選出さ

れる。一九五九年九月に任期終了によりその官職を離れる裁判官の後任としては、連邦議会及び連邦參議院によつて、それぞれ一名づつの裁判官が、七年の任期をもつて、各部に選出さ

れる。

大学教員としての勤務關係にもとづく義務は、原則として、連邦

憲法裁判所における裁判官としての勤務關係にもとづく給与の在留期間中、休止する。大学教員としての勤務關係にもとづく給与のうち三分の二は、連邦憲法裁判官として帰属する給与に算入される。連邦は、大学教員の勤務上の長に対し、教員の代理に

よりその官職を離れる裁判官の後任としては、連邦議会及び連邦參議院によつて、それぞれ一名づつの裁判官が、七年の任期をもつて、各部に選出さ

れる。一九五九年九月に任期終了によりその官職を離れる裁判官の後任としては、連邦議会及び連邦參議院によつて、それぞれ一名づつの裁判官が、七年の任期をもつて、各部に選出さ

れる。一九五九年九月に任期終了によりその官職を離れる裁判官の後任としては、連邦議会及び連邦參議院によつて、それぞれ一名づつの裁判官が、七年の任期をもつて、各部に選出さ

れる。

第一百五条第一項は次のとおりとする。

1、継続的勤務不能の理由により、連邦憲法裁判所裁判官を退職させ、又は、その裁判官がこの法律にもとづき恩給請求権を有しない場合に、任期満了前、その勤務關係の終了を宣言すること

2、連邦憲法裁判所に關する法律

のとおりとする。

3、第一項にもとづく権限の委任

には、三分の一の裁判官の同意を要する。

4、第一項による手續開始後、連邦

憲法裁判所連合部は、かりに、その裁判官を免職することができる。裁判官の犯罪又は違反行為につき公判が開始されたとき、また同様とする。仮免職は、三分の二の裁判官の同意を要する。

(2) 連邦憲法裁判所裁判官の任期をもつて選出された裁判官三名以上が一つの部に屬している間において、そのうちの一名が官職から離れる場合に、憲法異議に關する裁判をすることができる。

第三条

上級連邦裁判所裁判官の任期をもつて選出された裁判官三名以上が一つの部に屬している間において、そのうちの一名が官職から離れる場合は、その後任者は官職を離れる裁判官を選出した當該連邦機関により、

では、それぞれ、十二名の裁判官をもつて、一九五六年九月一日から一九五九年八月三日までは本条第二項により、それぞれ十名の裁判官をもつて構成される。

二九

第四条第二項の規定にもとづき選出される。一九五六年に停年に達したため官職を離れる裁判官の後任者は、一九五六年九月一日までに、七年の任期をもつて選出される。この場合においては、官職から離れる裁判官が属している部の法定構成員数はふえるものとする。

第五条
係属中の事件は、この法律の施行とともに、その現状において、新たに管轄権を有する部に移るものとする。一九五六年八月三一日までの間に、すでに口頭弁論が行われ又は裁判の合議が行われた事件は、従前の管轄権を有する部の管轄にあるものとする。

第六条
この法律第一条第二項、第二十二項及び第二十六項は、この法律施行前に任期を定めて選出された裁判官には、その任期の終了するまで、適用されない。

第七条
基本法がベルリン邦に効力を持つ限り、又は、ベルリン邦法により連邦憲法裁判所の管轄権がこの法律と一致するとされている限りにおいて、この法律は、ベルリンに適用される。

（訳者註）本法は一九五六年七月
この法律は、公布の日から施行す
る。
（訳者註）本法は一九五六年七月
二十四日に公布された。